

人がつどい、まちが輝く、快適環境実感都市

西条

2006 ▶ 2015
西条市総合計画



市章

四角形は、西条市、東予市、丹原町、小松町を表し、4つの点を結ぶことにより、2市2町の合併（和）を意味します。緑色は石鎚山を表し、青色の曲線は西条市の頭文字「S」の形をとりながら、瀬戸内海、加茂川などの豊かな水を表しています。

はじめに

近年、私たちを取り巻く社会環境は、少子高齢化、グローバル化、価値観の多様化、地球規模での環境問題など、大きな変動を続けています。また、こうした環境の変化に対応するために、国家レベルでのシステムの変革が進み、地方自治体においても、「自己責任」と「自己決定」の原則に立った地域づくりが強く求められるようになってまいりました。

このような時代の潮流の中にあって、広域的なまちづくりや行財政運営の効率化などを目指した市町村合併が全国的に展開され、私たちのふるさとおいても、平成16年11月1日に、地理的・経済的に深いつながりのある旧西条市、東予市、丹原町及び小松町が合併し、新しい「西条市」が誕生しました。

このたび、新「西条市」の長期的な指針となる『西条市総合計画』を策定いたしました。計画策定にあたっては、合併前の平成15年12月に策定した「新市建設計画」との整合性を図るとともに、その後の情勢の変化や市民の意見などを踏まえた上で、目指すべき将来都市像を「人がつどい、まちが輝く、快適環境実感都市」と定め、様々な分野にわたって基本的な方向性を示したものとなっております。

今後、この計画を基本として各種施策を展開し、市民生活に対する満足度の向上に努めてまいります。一方で、広くなった市域の中で、市民の一体感を醸成し、均衡ある地域発展を推進していくためには、行政だけでなく、行政と市民の協働によるまちづくりを進めていくことが必要です。まさに市民が持つ力＝「市民力」を活かせるまちづくりを進めていかなければなりません。市民の皆様におかれましては、「人がつどい、まちが輝く、快適環境」を実感できるまちづくりの指針として、当計画をご承知、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

結びに、計画策定にあたり、審議会委員や市議会議員の皆様をはじめ、懇話会やまちづくり市民意識調査などで貴重なご意見・ご提言をお寄せいただきました市民の皆様に、心から感謝を申し上げます。

平成19年3月

西条市長 伊藤宏太郎



目次

序論

第1章 策定にあたって	
1 総合計画策定の趣旨	6
2 総合計画の根拠と役割	7
3 総合計画の構成と期間	8
第2章 西条市の概況	
1 自然的・地理的特性	10
2 社会的・経済的特性	11
第3章 西条市を取り巻く時代の潮流	
1 少子高齢化	14
2 地方分権・地域自立	14
3 環境問題	15
4 市民参加	16

基本構想

第1章 まちづくりの基本方針	
1 将来都市像	20
2 目標人口	20
3 土地利用	21
第2章 施策の大綱	
1 健康で幸せな暮らしを実感できるまちづくり	24
2 豊かな自然環境を実感できるまちづくり	26
3 安心して快適な生活空間を実感できるまちづくり	27
4 豊かな心を育む教育・文化を実感できるまちづくり	29
5 産業の活力を実感できるまちづくり	31
第3章 構想の実現に向けて	
1 経営感覚のある行財政運営の実践	36
2 市民参画・情報公開の推進	36
3 コミュニティ活動の促進	37
4 市民活動の拡充	37
5 広域連携の推進	37

基本計画

第1章 健康で幸せな暮らしを実感できるまちづくり	
第1節 高齢者福祉の充実	40
第2節 地域福祉の充実	42
第3節 健康な生活の支援	45
第4節 子育て環境の充実	48
第2章 豊かな自然環境を実感できるまちづくり	
第1節 自然環境の保全	52
第2節 生活環境の整備	54
第3節 環境資源を活かした地域づくり	57

第3章 安心して快適な生活空間を実感できるまちづくり	
第1節 交通体系の整備	60
第2節 都市基盤の整備	63
1 市街地整備	63
2 港湾	65
3 水道	67
4 下水道	70
5 公園・緑地	74
6 住宅・宅地	77
第3節 防災体制と消防・救急体制の強化	79
第4節 地域情報化の推進	82
第4章 豊かな心を育む教育・文化を実感できるまちづくり	
第1節 学校教育の充実	86
第2節 人材教育・活用の充実	89
第3節 地域文化の継承・振興	90
第4節 歴史文化の保全・活用	92
第5節 生涯学習の充実	94
第6節 スポーツ・レクリエーションの振興	97
第7節 人権・同和教育の推進	100
第5章 産業の活力を実感できるまちづくり	
第1節 農業の振興	104
第2節 林業の振興	108
第3節 水産業の振興	110
第4節 工業の振興	112
第5節 商業の振興	115
第6節 情報活用による産業支援	117
第7節 新規産業の創出	119
第8節 集客産業の振興	122
第9節 人材育成	124
第6章 基本構想の実現に向けて	
第1節 経営感覚のある行財政運営の実践	128
第2節 市民参画・情報公開の推進	131
第3節 コミュニティ活動の促進	133
第4節 市民活動の拡充	135
第5節 広域連携の推進	138

付属資料

資料1 西条市総合計画審議会条例	142
資料2 西条市総合計画審議会委員名簿	143
資料3 諮問書	144
資料4 答申書	144

序論

第 1 章

策定にあたって

- 1 総合計画策定の趣旨
- 2 総合計画の根拠と役割
- 3 総合計画の構成と期間

1 総合計画策定の趣旨

平成16年11月1日に、西条市、東予市、丹原町及び小松町の新設合併により誕生した西条市は、愛媛県内屈指の人口規模と市域面積を有するとともに、四国地方で突出した規模の製造品出荷額や、様々な農産物を豊富に産出する県内屈指の広大で肥沃な経営耕地といった、重厚な農工業基盤を併せ持つ四国最大級の産業都市へ変貌を遂げるに至っています。

グローバル化
経済活動や文化・芸術などの
交流が地球的規模で広がるこ
と。

一方、少子・高齢社会の到来、急激に進むグローバル化^{*}や市民の価値観の多様化、更には、環境に調和したまちづくりへの転換、都市間交流の拡大といった新しい時代の中で、地方分権や産業構造改革、国家システムの変革が進み、地方公共団体に対しては、「自立と自活」の精神や「自己責任」と「自己決定」に立脚した、明確な都市経営戦略を持った地域づくりが、強く求められています。

このような状況の下で、本市においては、平成15年3月に西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会が策定した「新市将来構想」と、続く平成16年1月に策定した「新市建設計画」において、将来のまちづくりの基本的な考え方や、取り組むべき施策を体系化して示すとともに、「人がつどい、まちが輝く、快適環境実感都市」を将来都市像として掲げています。

これまで旧2市2町においては、「第五次西条市総合計画」、「東予市総合計画」、「第3次丹原町総合計画」及び「第4次小松町総合計画」といった、各旧市町が定めた総合計画に即して、独自のまちづくりを展開してきたところですが、今般の新設合併を契機に、国及び愛媛県の上位計画、また、「新市将来構想」や「新市建設計画」との整合を図りながら、本市特有の個性あふれるまちづくりを基本的な方針として、各旧市町の総合計画に基づく成果を総括し、その客観的な評価と反省を踏まえて、新たなまちづくりを展望することが必要となっています。

新西条市として初めての総合計画の策定にあたっては、これらに留意し、「都市の自立と活力の喚起」「都市の個性の創出と創造力の発揮」「都市間交流と連携の強化」を戦略的視点として、本市の地域資源と総合力を活かしつつ、「人がつどい、まちが輝く、快適環境実感都市」を実現するための必要な施策の大綱等を示すことにより、長期的かつ総合的な行財政運営の指針となる、新しい総合計画を策定するものです。

2 総合計画の根拠と役割

地方自治法において、「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。」とされています。

これに基づき、今回、新「西条市」としての新たな総合計画を策定するものです。

この総合計画は、当市がめざすまちづくりの方向を体系化して示したもので、市の最上位の計画として、まちづくりを総合的かつ計画的にすすめるための指針としての役割を果たします。

3 総合計画の構成と期間

この総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の体系で構成されます。

【基本構想】

まちづくりの基本方針と施策の大綱を総括的にとりまとめたものです。平成27年度を目標年次とします。

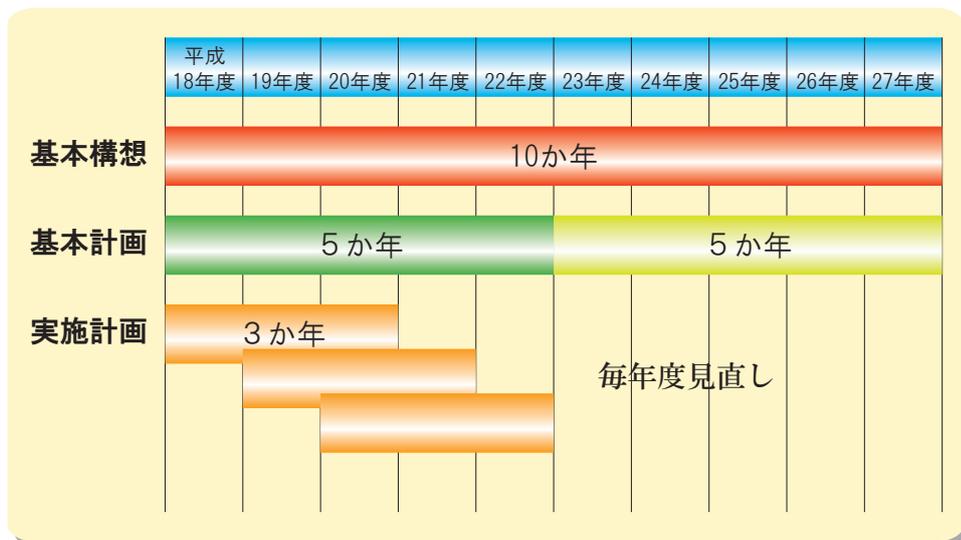
【基本計画】

基本構想を実現するための施策を体系的に示したものです。将来の社会情勢の変化等に的確に対応し、実情に即したものとするため、平成22年度に見直しを行うものとします。

【実施計画】

基本計画で定めた施策を計画的、効率的に実施するため、向こう3か年の具体的な事業内容を明らかにしたものです。毎年度ローリング方式*により見直しをします。

ローリング方式
計画期間は常に一定とし、年
度ごとに計画内容を見直して
いく方式のこと。



第2章

西条市の概況

1 自然的・地理的特性

2 社会的・経済的特性

1 自然的・地理的特性

西条市は、愛媛県東部に広がる道前平野に位置し、北は瀬戸内海の燧灘に面し、北西は今治市、西は東温市、南は久万高原町と高知県のいの町、東は新居浜市と接しています。

509.04 k m²という広大な市域面積は、県下屈指の規模を誇り、その南部一帯及び西部は、西日本最高峰の石鎚山（海拔1,982 m）を主峰とする石鎚山系や高縄山系を背景にして、急峻な山岳地帯となっています。

それ以外の地域は、比較的緩やかな平坦部となっており、市街地が集積するとともに、石鎚山系を源流とする水量豊かな加茂川や中山川をはじめ、中小の河川が貫流しています。

市域の平坦部では、それらの河川の表流水が地下に伏流して、全国的にもまれな被圧地下水の自噴地帯が広範囲にわたり形成されていますが、その自噴水や自噴井は「うちぬき」と呼ばれ、古くから市民に親しまれるとともに、多くの農水産物を育ててきました。

こうした豊かな水資源に恵まれた環境を背景に、昭和60年に環境庁（現環境省）から「うちぬき」が「名水百選」に、また、平成7年には国土庁（現国土交通省）から、当市は「水の郷」に認定されています。

また、市域の北西部に位置する河原津地区には、貴重な自然海浜が残されており、「生きている化石」と言われているカブトガニが生息しています。

このように当市は、豊かな緑や水資源、温和な気候に恵まれた自然環境を有し、快適で潤いのある居住空間や憩いの場を創造する上で、良好な基礎的条件をそなえています。

さらに、そのような恵まれた自然環境を背景に、石鎚山や河原津海岸、由緒ある数々の名湯といった、魅力的な観光資源が存在するとともに、汎用資源である良質な水を容易に確保できることから、産業活動を展開するにあたっての、極めて優れた環境も併せ持っています。

2 社会的・経済的特性

西条市の歴史は古く、朝鮮半島からの侵攻に備えて、7世紀後半頃に築城された山城と推定される「永納山城跡」や、古代の道路遺構が発掘されており、有史以来、この地域が瀬戸内圏域における交通の要衝であったことを示しています。

江戸時代に入り、寛永13年には一柳直盛が西条藩主に、また、一柳直頼が小松藩主に封ぜられて陣屋町が開かれました。その後、西条藩では寛文10年に、紀州藩主徳川頼宣の二男である松平頼純が藩主となり、明治維新までの約200年間にわたり、それぞれ松平氏三万石と一柳氏一万石の陣屋町として栄えました。

このような歴史的経緯から、市内には「旧西条藩陣屋跡」や、「伊予聖人」として崇敬された小松藩漢学者の近藤篤山氏の旧邸をはじめ、武家屋敷や「西条まつり」など、数多くの歴史文化遺産が存在するとともに、明治時代以降、愛媛県東部における官公庁の主な出先機関がこの地域に集積し、政治、経済、文化の中心地として発展してきました。

昭和時代に入り、まず昭和16年に2町3村が合併して旧西条市が誕生しました。戦後、町村合併促進法の施行に伴い、昭和30年には1町2村の合併により小松町が誕生し、翌31年には旧西条市が2村と合併をするとともに、大生院村の一部を編入する一方、1町2村の合併により丹原町が誕生しました。さらに、昭和46年の2町合併で誕生していた東予町が、翌47年に市制を施行して東予市が誕生しました。

その後、平成時代を迎え、平成11年の「市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）」の改正や、翌12年の「地方分権一括法」の施行に伴い、全国で市町村合併の機運が高まる中、かねてから緊密な関係にあった旧西条市、東予市、丹原町及び小松町の2市2町においても、平成14年10月1日に法定合併協議会（西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会）を設置して、合併に向けた取組みを進めてきました。

そして平成16年11月1日に、2市2町による歴史的な新設合併が実現して、ここに新しい「西条市」が誕生しました。

肥沃な農地が広がり、良質で豊富な地下水が賦存したことから、古くから当市では農業をはじめ、酒造や手すき和紙などの利水産業が盛んでした。

県内有数の規模を誇る経営耕地は、生産量日本一の愛宕柿や裸麦、春の七草をはじめ、水稻、メロン、ほうれん草、いちごや梅など、多品目の農産物を産出していますが、それらの生産量は県内第1位の地位を占めています。また、採卵鶏や養豚などの畜産業も盛んであるとともに、わたりガニや車えびなどの水産物にも恵まれており、海苔養殖などの栽培漁業が盛んに行われています。

さらに、昭和39年の「新産業都市」の指定や、昭和48年の黒瀬ダムの完成、瀬戸内圏域では数少ない大規模臨海工業用地が造成されたことを契機として、半導体製造工場、鉄鋼・機械工場、飲料工場、電子機器製造工場や造船工場などの立地も進みました。

また、これまでの企業誘致により地域経済の活性化を図る「誘致外来型」の産業政策から、新規産業の創出やベンチャー企業の創業支援により地域活性化の原動力を強化する、「内発型」の産業政策への転換を図るため、平成11年には、その拠点施設として「西条市産業情報支援センター」が整備されました。

加えて、重要港湾である東予港や四国縦貫自動車道、今治小松自動車道、国道194号などの交通網の整備の進展と併せて、合併により市域が拡大したことに伴い、特急停車駅である伊予西条駅及び壬生川駅をはじめとする7箇所の駅、四国縦貫自動車道と今治小松自動車道との結節点であるジャンクションや、複数のインターチェンジなど、近畿地域及び中国地域に直結する、広域交通拠点を内包することとなり、四国地域における交通の要衝としての優位性を併せ持つこととなりました。

このような恵まれた地理的・経済的条件を背景に、当市の産業基盤はさらに拡充することとなりました。その結果、製造品出荷額は四国随一の規模を誇り、当市は四国最大級の産業都市として、飛躍的な発展を遂げるに至っています。

第 3 章

西条市を取り巻く時代の潮流

- 1 少子高齢化
- 2 地方分権・地域自立
- 3 環境問題
- 4 市民参加

1 少子高齢化

合計特殊出生率

女性がその生涯で平均何人の子どもを産むかの数値であり、15歳から49歳までの全女性を対象に、各年齢ごとに子どもの出生数を女性人口で割った出生率を算出し、合計することで得られる数値。人口維持のためには2.08以上が必要とされています。

高齢化率

総人口に占める65歳以上の人口の割合。

わが国の総人口は、平成18年をピークに減少に向かうことが予測されていましたが、平成17年の国勢調査結果に基づく総務省の発表によれば、平成17年10月の推計人口が前年同月期を下回り、減少局面に入りつつあるとされています。

このような総人口の動向の中、医療技術の進歩などによる長寿社会の実現と出生率の低下による少子化の進行は、わが国に世界に類を見ない少子・高齢社会を出現させようとしています。このことは、年金問題を初めとした社会保障制度や医療・福祉分野全般にわたる社会的な負担の増大、社会を支える労働人口の減少による社会活力の低下といった、わが国の持続的な成長に大きな影響を与えかねない最重要課題となっています。

当市においても、合計特殊出生率^{*}は1.46と、全国平均1.29（ともに平成16年）をやや上回っているものの、高齢化率^{*}は全国平均19.9%を上回る、24.26%（ともに平成17年）という高い割合を示しており、確実に少子・高齢化の波が押し寄せてきています。

当市が、将来においても活力のある地域社会を構築していく上では、子どもを生き育てていくことに喜びを見出すことのできる子育て支援対策や、高齢者が生きがいを持って元気に生きていくことができる環境づくりのための施策が、喫緊の課題となっています。

2 地方分権・地域自立

従来、国と地方の関係は、全国的な統一性や公平性を重視する観点から、国を中心とした中央集権的な行政システムの中で運営されてきました。しかし、少子・高齢化をはじめとした新しい時代の課題に的確に対応していくためには、地域の特色を活かした個性的で魅力的な地域づくりに取り組んでいくことが必要となり、旧来のこうした行政システムの改編を迫られるようになりました。

そこで、国と地方の役割分担を積極的に見直し、国に集中していた権限や財源を地方に移譲することを目的に、平成12年4月に「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（地方分権一括法）」が成立したところです。このことにより、これからの地域づくりは、地域自らの選択と責任で行うとともに、限られた人材・財源の中で、それを実行できる行財政能力の充実も重要となってきました。いわゆる「平成の大合併」も、地方の行政能力を強化するための一つの方法と位置付けられるものです。

このような状況の中、合併を選択した当市も、「自己責任」と「自己決定」をキーワードとして、特色ある「攻め」の施策展開により、「自立」・「自活」できる地域づくりを推進していくことが求められています。

3 環境問題

地球規模での温暖化現象に代表される今日の環境問題は、わが国全土にわたって深刻な影響を及ぼし始めています。多発する自然災害や生態系の破壊など、人類の存在基盤そのものへの脅威となっています。

これらは、日常生活や企業活動から生じた過大な環境への負荷が主な原因であると言われています。

「クールビズ」、「3R^{*}」の実践など、環境問題に対する市民・企業の意識は確実に高まってきている中で、限りある資源や豊かな自然環境を守り、未来へと引き継いでいくためにも、市民・企業・行政が一体となって、より一層環境への負荷の少ない脱温暖化・循環型社会の構築を目指していく必要があります。

また、当市においては、貴重な汎用資源である「水」に対する市民の関心が高まっています。節水意識の高揚や、森林や河川の保全への取り組みなどにより、限りある資源であるとの認識を持って、「水」を守っていくことが重要な課題となっています。

3R
リデュース・リユース・リサイクルの略。発生抑制、再利用、再生利用の意味。

4 市民参加

地方分権や三位一体の改革の推進により、地方の自己責任による地域づくりが求められるとともに、市民自らの行政への積極的な参画や、市民と行政の強力なパートナーシップの構築も求められています。このような中で、NPO*やボランティア組織の活動が活発化し、市民一人ひとりが地域づくりに主体的に参加しようという機運も高まりを見せています。

そうしたことから、それぞれが持つ個性や魅力を尊重しつつ、地域づくりに貢献できるようなしくみを構築することが求められています。

合併した本市が、市民の融和を図り、一体的なまちづくりを進めていく上では、自治会を中心としたコミュニティ*の活力を最大限に生かすことや、市民と行政の対話・協働の場を設けた上で、意見交換をすることにより、市民が行政への参加を実感できるようなしくみづくりも必要となっています。

NPO

Non-Profit Organizationの略。市民が主体となって、社会的活動を行っている民間の非営利団体を指します。

コミュニティ

地域社会の意味。

基本構想

第 1 章

まちづくりの基本方針

1 将来都市像

2 目標人口

3 土地利用

第1章

まちづくりの基本方針

1 将来都市像

「人がつどい、まちが輝く、快適環境実感都市」

合併により誕生した新しい「西条市」は、愛媛県下屈指の規模を誇る人口や市域面積をはじめ、豊富な水と緑、四国地方において突出した産業基盤、そして長い歴史に育まれた文化など、瀬戸内圏域に十分な存在感を示す一大都市にふさわしい、「総合力」を持つに至りました。

そうした中で、時代の潮流を踏まえながら、私たちの子々孫々の代を見据えた長期的な視点に立って、当市のあるべき姿を考えると、そこに理想の都市像として現れてくるのは、全ての人々が豊かな水と緑の恵みを受けながら、安心して幸せな生活を送ることができる都市、また、「自己決定」と「自己責任」の原則に基づいて、主体的なまちづくりを進めて地域の元気を生み出すことにより、「自立」と「自活」を実現した都市であると考えます。

また、四国地方における交通の要衝にふさわしい、恵まれた交通条件も活かしながら、当市の持てる「総合力」を生活の豊かさや地域の活性化に結び付けて、それに伴う情報発信により、人・もの・情報が集う魅力ある都市を創出していきたいと考えます。

そして、地域住民の一日も早い融和と一体感の醸成を図りながら、超長期的な視点に立って、このような理想とする都市像を実現するために、「西条市十年の計」とも言うべき、この基本構想においては、「人がつどい、まちが輝く、快適環境実感都市」を将来都市像として、これからのまちづくりを進めていきます。

2 目標人口

少子高齢化に伴う人口減少社会へと突入し、人口増加が続けてきたわが国にとっては、歴史的な転換点にあります。当市では、本計画において将来都市像を具現化し、就業機会の拡大や多様な世代の定住を促進することにより、目標年次である平成27年度における総人口については、120,000人をめざします。

3 土地利用

土地利用については、これまでの土地利用計画や区域区分（線引き）の廃止による動向を踏まえつつ、当市の社会的、経済的、自然的条件に十分配慮しながら、適切な土地利用に取り組んでいきます。

（1）基本的な考え方

①将来都市像に整合した土地利用の推進

水辺環境、森林、里山、などの豊かな自然環境の保護や、快適な環境を保全するとともに、公害などの発生を防止し、交通の利便性や周辺地域との調和など当市の立地条件を十分に踏まえつつ、当市の将来都市像と整合のとれた土地利用を推進します。

②広域的に秩序と均衡ある土地利用の推進

快適でうるおいのある居住環境を確保するために、無秩序な開発や土地利用を規制して、自然環境や水資源を保全するとともに、全市規模での均衡ある発展に十分配慮しながら、適切かつ計画的な土地利用を推進します。

（2）土地利用の方針

土地利用の基本的な考え方や都市再生の観点も踏まえ、次のような方針で土地利用に取り組みます。

①住宅ゾーン

定住を促進し、目標人口を達成するためには、優れた居住環境の確保が不可欠です。住宅としての土地利用にあたっては、交通の利便性や、商業施設・福祉施設等の生活利便施設の立地など、地理的条件を十分に考慮して計画的に配置することとします。また、既成市街地においては、土地区画整理事業等による面整備を通じて、住宅環境の向上を図ります。

②商業・業務ゾーン

既存の市街地への立地を継続していくことを基本とします。

また、特に商業系の利用については、日常の生活利便性の確保という観点から、住宅機能との連携を推進します。

③工業ゾーン

まとまった工業系の用途については、主に臨海部における立地を基本とします。また、内陸部においては、住宅地周辺の生活環境の保全に配慮しながら、適切な立地を促進します。

④農業ゾーン

農業への土地利用は、第1次産業の基盤としての機能とともに、自然環境の保護や水資源の保全にも直結するものです。農業振興に必要な農地を守りつつ、幹線道路周辺等の農地については、農業振興や都市計画との調整を図りながら、有効な利用について検討していくこととします。

⑤自然環境保全ゾーン

山間地域、海浜、自然林等、自然系の土地利用については、今後とも保全を基本にします。また、特に森林については、水源の涵養機能及び自然災害の抑止機能など、その多面的な機能を確保します。



第2章

施策の大綱

- 1 健康で幸せな暮らしを実感できるまちづくり
- 2 豊かな自然環境を実感できるまちづくり
- 3 安心で快適な生活空間を実感できるまちづくり
- 4 豊かな心を育む教育・文化を実感できるまちづくり
- 5 産業の活力を実感できるまちづくり

1 健康で幸せな暮らしを実感できるまちづくり

(1) 高齢者福祉の充実

高齢者が、健康で自立した日常生活を続けることができるように、介護予防事業を推進します。

介護を必要とする高齢者に対しては、介護施設の整備と活用を推進し、介護サービスの充実を図ります。また、在宅での生活を支援するための事業の拡大に努めます。

さらに、実際に介護サービスを提供する組織に対しても支援を行い、高齢者が満足できる支援体制を市民・企業・行政が一体となって構築します。

(2) 地域福祉の充実

障害者の自立を支援するため、障害者自立支援法施行に伴い、サービス利用者に支障をきたすことのないよう円滑な運用体制の確立に努めるとともに、障害者が地域社会の一員として安心して生活できるよう、ノーマライゼーションの普及啓発にも努めます。

母子・父子家庭については、生活の安定や経済的自立のため、民生児童委員などとの連携を図り、相談・指導体制の充実と情報交換等を支援します。

また、すべての人が、住み慣れた地域で、生きがいを持って生活を送れるよう、支え合いの精神を啓発し、NPOやボランティア団体などの組織の育成に努めるとともに、団体との連携強化により、地域福祉活動を積極的に推進します。

(3) 健康な生活の支援

健康は、豊かな生活を送る上では欠かせないものです。市民一人ひとりが健康に関心を持ち、壮年期死亡の減少や健康寿命の延伸、さらには生活の質の向上を目標とした、自らの健康と家族の健康を守る主体的な健康づくりを支援していく施策を推進します。

また、地域に密着した医療サービスを安心して受けることができるよう、関係機関との連携を図りながら、地域医療体制の充実に努めます。

(4) 子育て環境の充実

少子化の時代にあって、次代を担う子どもたちを産み育てやすい環境を構築することが重要となっています。女性の社会参加が進み、保育ニーズは多様化する中で、保育サービスの充実に図り、民間と連携しながら、地域間格差の是正に取り組めます。

あわせて、育児相談・指導等を実施し、育児不安などの解消を図ります。

さらに、児童館など地元で遊ぶことのできる施設の充実に図り、放課後児童クラブやファミリーサポートシステム^{*}の導入など、地域ぐるみの子育て支援体制をめざします。

ファミリーサポートシステム

子どもの独立などにより、他人の子どもを預かることが可能になった家庭を登録し、子育て世代の子ども達を一時預かりをすることにより、地域で子育ての支援を図る取り組み。

2 豊かな自然環境を実感できるまちづくり

(1) 自然環境の保全

恵まれた水資源や、石鎚山をはじめとする山岳、瀬戸内海など豊かな自然環境は当市の貴重な財産であり、次の世代に引き継いでいくため、無秩序な開発を抑制し、自然環境の保護に取り組めます。

また、海浜や河川、森林など自然環境の保全・再生を進めるとともに、絶滅が危惧される小動物の保護に努めます。

(2) 生活環境の整備

快適な暮らしを守るために、騒音、大気汚染、水質汚濁、悪臭等の公害防止に努めるとともに、廃棄物の適正な処理、3Rの促進による循環型社会の構築、不法投棄の防止等といった、環境に配慮した施策を、市民・企業・行政が一体となって推進します。

また、河川や道路等の公共の場の環境美化に積極的に取り組み、安全で、美しさとうるおいを感じる生活環境を創造します。

(3) 環境資源を活かした地域づくり

当市の恵まれた自然環境をまちづくりに活かし、対外的にアピールをすることにより、地域のイメージの向上を図りま

す。

恵まれた水資源については、水を活かした都市環境の形成をさらに推進し、「水の都」の魅力をアピールするとともに、限りある資源であることを再認識し、「水の都」であり続けるために、「水」の質と量の保全に努めます。

また、自然とふれあうことのできる、公園・緑地など拠点となる施設や空間の充実を図るとともに、それらを活用したエコツーリズム^{*}を推進します。

さらに、省エネルギーや新エネルギー^{*}の利用を推進し、環境への負荷の少ない地域社会の形成をめざします。

エコツーリズム

エコロジーとツーリズムを組み合わせた造語。動植物などの自然資源に恵まれた地域で、自然環境との共存を図りながら、自然観察を行ったり、昔の生活や歴史を学んだりする新しい形の観光。

新エネルギー

太陽エネルギーや風力エネルギー等の自然エネルギーや、メタノール、天然ガス等、燃焼時に有害物の排出が少ないエネルギー等、環境への負荷が少ないエネルギーの総称。

3 安心して快適な生活空間を実感できるまちづくり

(1) 交通体系の整備

道路については、幹線道路（国道11号バイパス整備・今治小松自動車道全線開通等）の早期実現を要望するとともに、無料化される東予有料道路を含めた主要幹線道路とのアクセス道路の整備を促進します。また、生活道路の整備についても、計画的かつ効率的な整備を推進します。

鉄道網については、利便性向上のため、フリーゲージトレイン*のJR予讃線への早期導入を要望するとともに、市内移動手段としての利用啓発に努めます。

海上交通については、東予港の機能強化をめざします。

市内移動の円滑化を推進するとともに、自ら移動手段を持っていない交通弱者に対しては、利便性を失うことのないよう、公共交通機関の拡充を図ります。

フリーゲージトレイン
新幹線（標準軌）が在来線（狭軌）に直通運転することができるよう、車両の車輪幅を軌間（ゲージ）にあわせて自動的に変換する電車。乗り換えの手間がなくなり、所要時間の短縮を図ることが可能。

(2) 都市基盤の整備

都市基盤については、市民と企業がともに満足できるよう、引き続き充実していく必要がありますが、その際には、障害の有無や年齢にかかわらず、すべての人にやさしいユニバーサルデザイン*の考え方を持ったまちづくりを進めていく必要があります。

また、循環型社会の構築を推進するためにも、木材を活用したまちづくりに取り組む必要もあります。

駅周辺等の市街地については、面整備や街路整備を通じて、快適な都市環境を形成します。

港湾施設については、東予港の港湾整備の早期着工・早期完成をめざします。

上水道については、未整備地区の整備を図るとともに、下水道については、計画区域の検討を行い、整備・普及を促進します。

都市公園については、市民が親しみやすい施設として整備するとともに、安らぎと憩いの空間としての機能や、防災拠点としての機能の拡充に努めます。

また、定住促進のため、良好な住宅環境を形成するとともに、公営住宅の整備・充実などにより、多様な居住ニーズに対応します。

ユニバーサルデザイン
年齢や身体状況などにかかわらず、誰もが安全に使いやすく、わかりやすい暮らしづくりのために、モノや環境・サービスを設計する考え方。

(3) 防災体制の強化

生活基盤の整備には、利便性・快適性だけでなく、大雨・地震などの大規模な自然災害にも適切に対応できる、地域の防災体制、防災基盤の整備など安全・安心なまちづくりが不可欠です。また、山間部や河川流域など、災害が発生する可能性が高い地域においては、優先的に必要な対策を講じます。

また、大規模な災害発生時には、迅速に対応できるよう、消防・救急体制の強化とあわせて、消防団や自主防災組織など地域における組織の充実を促進します。

また、地域の身近な公共施設については、耐震性の強化を図り、地震等の災害時の避難場所としての機能を果たせるようにします。

(4) 地域情報化の推進

いつでも、どこでも、誰でもITの恩恵を実感できる、いわゆるユビキタス社会の実現により、日常生活においては、インターネットなどによって、さまざまなサービスを受けられるようになり、地域情報化の推進は不可欠となっています。

各種講習会の開催などを通じて、市民の情報化レベルの向上を図るとともに、情報通信基盤の整備・構築についても支援を行い、地域の情報化を推進します。

行政情報化については、電子申請の導入や、GIS（地理情報システム）*の導入の検討など、市民にとって便利で効率的な電子行政サービスの提供をめざします。

また、教育・文化の分野においても、教育・文化施設のネットワーク化や、学校教育における情報教育の充実に努めます。

GIS（地理情報システム）
Geographic Information
Systems の略。文字や数字、
画像などを地図と結びつけ
て、コンピュータ上に再現し、
位置や場所からさまざまな情
報を統合したり、分析したり、
分かりやすく地図表現したり
することができる仕組み。行
政・市民生活・企業活動の現
場で幅広く利用することが可
能。

4 豊かな心を育む教育・文化を実感できるまちづくり

(1) 学校教育の充実

学校教育を生涯学習の基礎と位置づけて、生きる力を持った心豊かな人材を育てるために、児童生徒一人ひとりの自主性や創造性、協調性を伸ばすための学校教育に取り組みます。

また、地域の特性を活かした個性ある教育を進めるとともに、家庭や地域社会との連携を図りながら、地域社会に開かれた教育をめざして、教育現場における地域の人材の積極的な活用にも取り組みます。

(2) 人材教育・活用の充実

将来の地域を担う人材を、地域で育てていくために、地域内外の教育機関との連携を図りながら、地域内でも高いレベルの教育が受けられるようなしくみづくりに取り組みます。

また、地域の人材を活用するために、女性やシルバー層、ハンディキャップのある方々なども、生涯にわたる社会参加を通じて、その個性や能力を発揮できるような環境づくりに努めます。

(3) 地域文化の継承・振興

これまでに育まれてきた市民文化を大事にしながら、現在も取り組まれている草の根の芸術文化活動を支援するとともに、より質の高い芸術に触れる機会を創出することにより、地域の芸術水準の向上を目指します。

また、水や柿、和紙といった、地域のそれぞれの特長・特産を融合しながら、一体感を感じさせるような新しい地域文化の形成を進めます。

(4) 歴史文化の保全・活用

郷土の偉人や歴史にまつわる史跡をはじめ、民俗資料などの文化財の保全に努めるとともに、それらを広く紹介する施設の整備や充実に取り組みます。

また、元気のあるコミュニティづくりのために、「西条まつり」をはじめとする各地域の伝統的な祭事や芸能など、地域でこれまで培われてきたイベントの保存や情報発信の拡大、それらのイベント相互の連携を進めます。

(5) 生涯学習の充実

市民一人ひとりが、それぞれのライフステージにおいて、自らの能力や適性、意欲に応じて学ぶことのできるよう、より多様な学習機会の提供に努めます。

また、地域社会における「人づくり」のための教育力を向上させるとともに、市民の誰もが、生涯学習を通じて得た知識や能力を、社会に還元することができるような「しくみづくり」を推進します。

さらに、それらの生涯学習活動を推進するために、教育・文化施設など必要な公共施設の整備充実にも取り組みます。

(6) スポーツ・レクリエーションの振興

市民の誰もが、その生涯を通じて、それぞれのライフステージに応じたスポーツやレクリエーションを楽しめるよう、そのための機会を積極的に提供していくとともに、様々なスポーツ活動に対する支援や、スポーツ・レクリエーション施設の整備充実を進めていきます。

また、平成29年の第72回国民体育大会の開催を視野に入れて、会場地の誘致に取り組むとともに、既存施設の再整備も含めた、必要な施設の整備についても検討していきます。

(7) 人権・同和教育の推進

同和教育をはじめ様々な人権問題を解決するとともに、人権が尊重される明るい郷土づくりを進めるため、市民一人ひとりに広く人権感覚が浸透するよう、人権・同和教育を充実していきます。

また、人権尊重に関する施策を積極的に推進することにより、人権文化の根づいた、明るく住みよいまちづくりの実現に努めます。

5 産業の活力を実感できるまちづくり

(1) 農業

農業の活性化及び食料の安定的供給を実現するため、地域の特性を活かした高い生産性と収益性を持つ、活力ある近代農業の確立をめざします。

このため、地域農業の支援体制づくりや担い手の育成、土地改良・ほ場整備を通じた農業生産基盤の整備を進めます。

また、「地産地消」と連携した「食育^{*}」の促進や、環境保全型農業の振興とともに、新技術の活用や、高付加価値化による農産物のブランド化、多種多様な農産物の全国に向けた情報発信及び販路拡大等を推進します。

さらに、市民が農業に親しめるよう、遊休農地などを利用した市民農園の整備を推進するとともに、農業と観光とが連携したグリーンツーリズム^{*}の振興により、観光客向け農業の展開を進めます。

食育

食の大切さを知り、身体や心の健康を育むこと。

グリーンツーリズム

農山漁村などに長く滞在し、農林漁業体験やその地域の自然や文化に触れ、地域の人々との交流を楽しむ旅のこと。

(2) 林業

森林資源の保全と、水源の涵養機能及び自然災害の抑止機能など、森林が持つ多面的機能を重視する観点から、関係者の連携のもと、地元産材を利用した公共施設の整備などを推進することにより、林業の経営基盤の充実・強化に取り組みます。

また、造林・育林などの事業活動を支援することにより、緑豊かな森林づくりに努めるとともに、林道などの整備を推進します。

(3) 水産業

内海沿岸漁業としての特性を活かした水産業の振興を図るために、漁港の整備や、漁業環境の調査・保全と資源管理を重視した沿岸漁場の整備に努めます。

また、魚介類の放流による資源の培養、栽培漁業、養殖業などの「つくり育てる」漁業を推進します。

さらに、水産業の担い手の高齢化や減少に対応して、漁業者の経営の支援とともに、高付加価値化による水産物のブランド化、「食育」や観光との連携による活性化を図ります。

(4) 工業

東予インダストリアルパークや東ひうち（1号地）工業用地をはじめ、地域内への企業誘致や、既存工業の新規分野への事業展開を促進して、四国地方において突出した規模を誇る産業集積の、さらなる発展・強化をめざします。

また、手すき和紙や酒造などの地場産業の振興を図るため、伝統技術の継承や、ブランド化による全国に向けた情報発信、地域内外での新しい市場の開拓などに取り組みます。

(5) 商業

少子高齢社会の到来や、消費者ニーズの多様化に対応した、新しい商業機能の形成をめざします。

特に、各地区商店街及び周辺商業地については、住宅などと連携した身近な商業施設としての整備を図るとともに、新規出店の促進や、生活者及び消費者を誘引するための、新たな仕組みづくりなどにより、地域の個性を活かした面的な商業活性化策を推進します。

(6) 情報活用による産業支援

新規産業の育成や既存産業の新規分野への事業展開などを促進し、活力ある地域産業を構築するため、西条市産業情報支援センターを拠点として、情報通信技術を駆使した、ハード・ソフト両面にわたる産業情報提供システムの充実に取り組みます。

(7) 新規産業

地域内発型の産業振興と雇用機会の創出を図り、地域経済の持続的発展を実現するため、西条市産業情報支援センターを拠点とした産学官の連携のもと、起業支援や技術交流、起業家教育など、新規産業の育成や、既存産業の新規分野への事業展開に対する、積極的な支援に取り組みます。

また、地域再生計画として認定されている「西条市食品加工流通コンビナート構想」を推進して、農水産品の生産と製造・加工及び流通を一体化した新しい事業形態の創出するとともに、水資源や自然環境など地域の特性を活かした新規産業の育成にも積極的に取り組みます。

(8) 集客産業

地域における、あらゆる産業と連携した観光集客の推進を図るため、集客施設の整備や既存施設の再整備を進めます。

また、訪問客が最初に立ち寄る地域観光の拠点として、伊予西条駅周辺、壬生川駅周辺、石鎚山ハイウェイオアシスなどにおける観光関連機能を整備します。

さらに、既存の観光資源を活かしながら、当市独自の自然、歴史及び文化などを活用した新しい観光ルートの創出や、企業の製造施設などの産業観光への活用を進めるほか、周遊・滞在型旅行のための環境整備や、ホスピタリティ*の向上に努めます。

同時に、近隣市町との連携のもと、広域観光ルートの形成を推進するとともに、観光協会の機能を強化して、地域観光情報の発信に積極的に取り組みます。

ホスピタリティ
心のこもったもてなし、歓迎
の精神のこと。

(9) 人材育成

(株)西条産業情報支援センターや(財)東予産業創造センター、商工団体などによる連携のもと、若手や女性を含めた幅広い人材の発掘や、企業経営者を対象とした経営ノウハウなどについての教育、国際的な人的交流の促進などにより、将来の地域産業を担う人材の育成に取り組みます。

また、企業間・異業種間での情報交流や技術交流、人材のマッチングを通じて、全国の先進的な企業や研究機関、研究者などとのネットワークの構築を進めることにより、地域の企業が価値を高め、成長していくことのできる環境づくりをめざします。

第3章

構想の実現に向けて

- 1 経営感覚のある行財政運営の実践
- 2 市民参画・情報公開の推進
- 3 コミュニティ活動の促進
- 4 市民活動の拡充
- 5 広域連携の推進

第3章

構想の実現に向けて

1 経営感覚のある行財政運営の実践

行政改革大綱に基づき、「指定管理者制度」などの民間活力の導入や、行政サービスの外部委託などを進めながら、行政コストの削減をはじめ、事務事業評価システムの活用などによる、限られた財源の重点的配分や経費支出の効率化を徹底します。

また、合併の利点を最大限に活かして、計画的な行政職員の削減や、適正な人員配置に努めるとともに、能力開発の奨励などによる資質の向上に取り組むことにより、行政事務の効率化や市民サービスの向上、さらには地方分権の進展に対応できる行政体制の強化をめざします。

加えて、行政サービスの低下を招くことがないように配慮しながら、公共施設の整備・統廃合を検討していきます。

2 市民参画・情報公開の推進

市民がまちづくりに積極的に参画し、自らの責任と選択に基づいて行動することができるよう、市政に関する情報の積極的な公開と提供に取り組めます。

また、市民の意見をまちづくりや行政施策の意思決定過程に反映する上で、特に必要となる「対話と協働の場」づくりを進めるとともに、行政職員においては、市民参画のまちづくりに対応できる能力の向上や、意識改革を図ります。

さらに、性別にとらわれることなく、まちづくりに男女が共同で取り組んでいくことができるよう、啓発活動を積極的に展開していくとともに、女性の社会参加を支援するための仕組みづくりも推進していきます。

3 コミュニティ活動の促進

地域の融和と一体感の醸成を進めて、各地域の均衡ある発展や、市民参画による魅力的で元気あふれるまちづくりを展開していくためにも、自治会などのコミュニティの活動や役割は、より重要なものとなっています。

まちづくりの根幹を担う、市民主体のコミュニティ活動を促進するため、その拠点となる公民館や地域交流センターなどの整備を進めます。

また、コミュニティを単位とする、市民自らが主体となった地域づくり活動を支援するとともに、地域住民やコミュニティ活動相互の交流を図ることにより、自主防災組織の拡充や、地域のさらなる融和と一体感の醸成を推進していきます。

4 市民活動の拡充

行財政改革の進行に合わせて、多様な主体の参画によるまちづくりを推進するとともに、これまで行政が果たしてきた役割の一部を市民などが担っていくために、ボランティア団体やNPOなど、新しい形の市民組織の育成や、これらの活動に対する支援を積極的に進めていきます。

5 広域連携の推進

都市間競争が激化する中、地域間の連携と交流によって自立した地域社会を形成し、各地域が主体的にまちづくりを進めていくことが、重要な課題となっています。

また、地方分権の進展に伴い、地域の連携による広域的、総合的な施策を展開していくことが求められています。

このような時代の要請に対応して、関係する地方公共団体や関係機関との連携及び協調を積極的に進めながら、広域観光ルートの形成など、広域的な課題への対応や、効率的な行政の実現に取り組んでいきます。

基本計画

第1章

健康で幸せな暮らしを
実感できるまちづくり

第1節 高齢者福祉の充実

第2節 地域福祉の充実

第3節 健康な生活の支援

第4節 子育て環境の充実

第1章

健康で幸せな暮らしを実感できるまちづくり

第1節 高齢者福祉の充実

現況と課題

後期高齢者

65歳以上を高齢者といい、65歳以上75歳未満を前期高齢者、75歳以上を後期高齢者といいます。

当市における高齢化率は、平成18年4月現在で24.7%と、全国平均や愛媛県平均を上回っており、なかでも、高齢者のうち後期高齢者*の占める比率が高まってきています。

高齢化が進むにつれ、高齢者世帯や認知症高齢者が増加し、介護を必要とする高齢者は、ますます増加することが想定されます。

一方で、高齢者の多くは、元気で介護を必要とせず、これまで培った経験や知識、技術を持っているため、高齢者を社会の重要な一員として捉え、地域社会の中で積極的な役割を果たせるような生きがいづくりが重要な時代となっています。

当市においては、高齢社会に的確に対応するため、高齢者保健福祉全般について、基本的な方向を示した「高齢者保健福祉計画・第3期介護保険事業計画」を平成18年3月に策定し、各種高齢者施策を展開しているところです。

今後、この計画に基づき、高齢者が要介護状態になることなく、健康で生き生きとした生活を送ることができるよう、介護予防の推進と、要介護者の様々なニーズに応じた介護サービスの充実が必要となっています。

要介護認定者の状況 (平成18年3月31日現在)

(単位：人・%)

	保険者数 (A)	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計 (B)	要支援 (要介護) 認定率 (B)/(A)
第1号被保険者 (65歳以上)	28,613	678	1,851	764	669	591	582	5,135	17.95
第2号被保険者 (40歳以上65歳未満)	38,973	13	54	31	24	14	18	154	0.40
計	67,586	691	1,905	795	693	605	600	5,289	-

資料：西条市高齢者保健福祉計画・第3期介護保険事業計画

計画の体系

高齢者福祉の充実

高齢者の生きがいづくり

介護予防の推進

介護サービスの充実

計画の内容

(1) 高齢者の生きがいづくり

- ① 生涯学習・生涯スポーツの振興を図り、学びの場、健康づくりなどの場の提供による社会参加の推進と生きがいづくりを支援します。
- ② 老人クラブ活動やボランティア活動を助成し、高齢者の社会奉仕や生きがい活動を積極的に支援します。

(2) 介護予防の推進

- ① 要支援・要介護状態の予防と重度化の抑制を図るため、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上、閉じこもり予防などの地域支援事業を推進します。
- ② 高齢者が住み慣れた地域で暮らせるよう総合的に支援する機関として、「地域包括支援センター」の充実を図ります。

(3) 介護サービスの充実

- ① 要支援・要介護状態にある高齢者が、在宅で生活できるよう、居宅介護サービスの充実を図ります。
- ② 介護保険施設は充足しているものの、介護療養型医療施設が平成24年3月末に廃止となるため、介護療養型医療施設から他の施設サービスへの計画的な転換を推進します。
- ③ 老人ホーム等市有施設について、サービスの低下を招くことのないよう配慮しながら、民間の活用を含めた管理運営のあり方を検討します。

主要事業

事業名	事業内容
生きがいづくり支援事業	老人クラブ活動やシルバー人材センターの充実など社会参加と生きがいづくりを支援
地域生活支援事業	軽度生活援助や食の自立支援、日常生活用具給貸与事業の実施による在宅での日常生活を支援
家族介護支援事業	介護手当・紙おむつの支給や外出支援サービス、家族介護教室・家族介護者交流事業などの実施による家族介護を支援
介護予防支援事業	運動器の機能向上などの元気な高齢者づくりを支援
福祉施設整備事業	養護老人ホームや地域交流センターの充実
居宅介護支援事業	デイサービスやショートステイ、ホームヘルプサービス等の充実
介護保険施設整備事業	特別養護老人ホームや老人保健施設等の整備・充実

第2節 地域福祉の充実

現況と課題

急速な社会経済情勢の変化がもたらした核家族化や都市化などによって、地域社会の連帯感が希薄になり、地域に本来備わっていた相互扶助機能が低下しつつあります。一方で、障害者をはじめとした社会的に弱い立場にある人々も、住みなれた地域で、家族や近隣の人たちとの交流や協力を支えに、尊厳を持って生活できる社会の構築が求められています。

障害者（児）福祉においては、平成18年4月施行の「障害者自立支援法」で、「身体」「知的」「精神」の3障害者に対するサービスの一元化を図るとともに、障害者が自らの力で「働ける社会」の実現を目指すこととなりました。また、障害者自らが地域社会の一員として生活できるよう、在宅（施設）福祉施策の数値目標を明示した「障害者福祉計画」を策定するとともに、この計画に沿った適正な支援が地方自治体に求められることとなりました。

増加傾向にある「ひとり親家庭」や低所得者世帯に対しても、それぞれが生きがいを持って自立できるよう、適正な支援が必要となっています。

こうした地域福祉の実現を目指すうえでは、民生・児童委員などとの連携の強化を図るとともに、NPO法人やボランティア団体などの育成や社会福祉協議会をはじめとした福祉団体との関係強化を進め、地域全体で支え合う精神や仕組みづくりが不可欠となってきています。

身体障害者手帳所持者数（平成18年4月1日現在） （単位：人）

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚障害者	138	102	33	31	53	42	399
聴覚障害者	10	121	53	70	5	126	385
言語機能障害者	0	4	34	26	0	0	64
肢体不自由者	664	710	390	503	279	116	2,662
内部障害者	1,042	22	265	224	0	0	1,553
計	1,854	959	775	854	337	284	5,063

療育手帳所持者数（平成18年4月1日現在） （単位：人）

障害程度		A級		B級		計	
年 齢		18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上
性 別	男	63	139	67	128	130	267
	女	32	115	30	99	62	214
計		95	254	97	227	192	481

生活保護の状況

(単位：世帯、人、%)

	平成 16 年 11 月	平成 17 年 4 月	平成 18 年 4 月
被保護世帯数	370	377	366
被保護人員	459	458	440
人員保護率	3.94	4.02	3.88

計画の体系

地域福祉の充実

障害者（児）福祉の充実

母子・父子家庭や生活保護世帯への支援

地域福祉の推進

計画の内容

(1) 障害者（児）福祉の充実

- ① 障害者が住みなれた地域で安心して生活ができるよう、介護や訪問指導の充実に努め、日中活動^{*}の場の確保やショートステイ、日常生活用具の給付・貸与などの在宅福祉サービスの拡充を目指します。特に、入所型福祉から在宅型福祉への流れに対応できるよう、社会資本の整備に努めるとともに、道前育成園の整備についても検討します。
- ② ノーマライゼーションの理念に関する啓発・広報活動の充実や学校や地域での福祉教育の推進、交流活動やボランティア活動の充実などを通じて、障害者に対する市民の理解と認識を深める取り組みを進めるとともに、段差のない歩道やスロープ、点字ブロック、障害者用トイレの設置などを進め、施設のバリアフリー化を促進します。
- ③ 障害者が自らの実態に即した就労の機会を得ることができるよう、国・県及び企業に働きかけ、障害者が「働ける社会」の構築を目指し、その自立を積極的に支援します。
- ④ 障害者団体の育成、各種福祉大会やスポーツ大会、レクリエーションの開催などを通じて、障害者の社会参加の機会増大に努めます。
- ⑤ 医療機関や保健所、児童相談所などとの連携を強化し、障害の早期発見や早期療育に努めます。

日中活動

障害者（児）が作業、趣味、創作活動等を通じて交流すること。

(2) 母子・父子家庭や生活保護世帯への支援

- ① 母子家庭、父子家庭などひとり親家庭の自立支援を図るため、母子自立支援員を中心とした、生活、就労、就学の面における各種支援策や相談体制の推進に努めます。特に、母子家庭に対しては就業支援、父子家庭に対しては日常生活支援に重点を置き、それぞれの自立に向けた取り組みを強化します。
- ② 生活実態に基づく適正保護を推進するため、個々のケースワーカーの資質向上と福祉事務所としての組織的な運営管理に努めます。また、稼働年齢層に対しては自立のための指導援助を強化するとともに、医療扶助や介護扶助の適正運営を図ります。

(3) 地域福祉の推進

- ① 地域福祉を推進していく上では、地域のつながり支えあいや助け合いが何より大切なものとなります。そうした実践を行うボランティア活動やNPOなどの市民活動との効果的な協働・支援を図っていきます。また、こうした社会活動を推進する社会福祉協議会の運営を支援するとともに、地域住民による小地域福祉活動*の拡充に向け、バックアップを行います。
- ② 地域における福祉活動の中心的指導的役割を果たす民生委員・児童委員との連携を深めるとともに、新しい地域福祉への対応のため、研修会開催などにより委員の資質向上と交流を図ります。

小地域福祉活動

家族の力だけでは解決できない高齢や障害、育児などの中から起こる生活上の様々な問題（福祉問題）が発生したときに、これまでの家族関係や近隣とのつながりを壊さずに、一人ひとりが住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らしていけるような福祉のまちづくりを地域住民自らの手でつくっていく活動。

主要事業

事業名	事業内容
介護給付・訓練等給付事業	ホームヘルパーの派遣、短期入所の利用、施設入所費の給付
地域生活支援事業	地域活動支援センター設置、日常生活用具の給付、相談支援、移動支援、コミュニケーション支援
自立支援医療給付事業	自立支援医療費（育成・更生・精神通院）の給付
補装具費支給事業	身体障害者（児）に対する補装具費の支給
母子家庭自立支援事業	母子家庭における母の就労による自立促進のため、就業に有利な資格取得など支援

第3節 健康な生活の支援

現況と課題

健康は、豊かな生活を送る上では欠かせないものです。市民一人ひとりが健康に関心を持って、日頃から手軽に健康づくりができ、生涯を通じて健康を保持することのできる環境が求められています。

当市では、平成18年3月に策定した健康づくり支援計画『元気都市西条2015』に基づき、市民の主体的な健康づくりを推進するとともに、健康づくりの基本は「食育」にあるとの認識の下、「食」に関する各種施策を展開しており、今後も引き続き、健康的な生活習慣の確立やスポーツ、食育を通じて健康の増進を図る必要があります。

また、多様化する医療需要に応えるため、国民健康保険制度や老人保健制度に基づく医療費の給付や、乳幼児、重度心身障害者、母子家庭等を対象に、市独自の上乗せ助成も含めた医療費助成を行ってきましたが、高齢化や医療技術の進歩等により医療費は増大し、各制度の運営にあたっては、財源の確保が課題となっています。

一方、地域医療については、病院と一般診療所との連携体制を整備し、在宅当番医制による第1次救急医療体制を整備するなど、救急医療体制の確保を図っています。

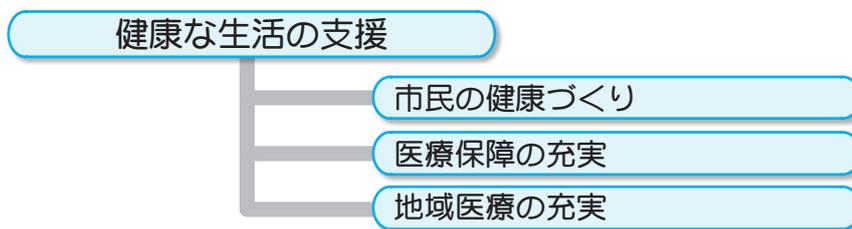
しかしながら、新臨床研修医制度の影響や、都市部への偏在傾向などにより、地方の病院は医師不足となっており、第2次救急医療体制である病院群輪番制病院等運営事業への影響が出ています。あわせて、地方の自治体病院の医師不足が深刻化する中で、地域全体での医療体制の強化が喫緊の課題となっています。

医療体制

	病院		一般診療所		医師数	歯科診療所 施設数	歯科医師数
	施設数	病床数	施設数	病床数			
西条市	10	1,854	88	380	225	57	71
新居浜・西条圏域	22	4,453	192	875	535	116	152
愛媛県	153	23,549	1,207	6,300	3,432	674	858

資料：愛媛県保健統計年報（施設数・病床数については、平成15年10月1日現在／医師数については、平成14年末現在。）

計画の体系



計画の内容

(1) 市民の健康づくり

- ① 栄養・運動・休養等に関する良い生活習慣を身につけるため、健康づくり活動を支援します。
- ② 市民の健康増進を図るため、「西条市健康づくり推進員」等による各種の活動や普及啓発活動を推進します。
- ③ スポーツを通じた健康づくりのため、市民一人1スポーツを目標にスポーツの普及指導に努めます。
- ④ 「食育基本計画」を策定し、食育を市民運動として推進します。

(2) 医療保障の充実

- ① 国民健康保険事業については、医療費適正化や国庫支出金や保険税などの財源の確保に努め、健全な運営を図ります。
- ② 老人保健事業については、後期高齢者医療制度における国庫負担の拡充・強化と高齢者の特性に見合った診療報酬体系の整備・改善を、国及び関係機関に要請します。
- ③ 現在、県補助事業として実施している乳幼児、重度心身障害者、母子家庭等への医療費助成とあわせて、市独自で実施している上乘せ助成施策の水準の確保に努めながら、これらの施策について、国の制度化を要請します。

(3) 地域医療の充実

- ① 休日・夜間にも医療サービスを受けることができるよう、救急医療体制を充実します。
- ② 地域医療体制の強化のため、病院間や関連機関との連携を図るとともに、市立周桑病院については、地域の拠点病院として診療機能の確保に努めます。

主要事業

事業名	事業内容
健康診査事業	健康診査事業の推進
健康教育推進事業	運動推進事業の推進
健康づくり推進員事業	健康づくりに関する活動や普及啓発活動の推進
特定健診・特定保健指導実施事業	40歳～74歳の国保被保険者を対象とした保健事業の推進
老人保健事業	老人に対する医療給付事業
乳幼児医療費助成事業	3歳未満児（入院は就学前まで）に対する医療費助成
3歳児医療費助成事業	3歳児外来に対する医療費助成
重度心身障害者医療費助成事業	身体障害者手帳1・2級所持者、療育手帳A所持者、身体障害者手帳3～6級と療育手帳Bの重複所持者に対する医療費助成
心身障害者医療費助成事業	所得税非課税世帯の身体障害者手帳3級所持者、所得税非課税世帯の療育手帳B所持者に対する医療費助成
母子家庭等医療費助成事業	母子家庭等に対する医療費助成
在宅当番医制運営事業	休日・夜間の診療を行う在宅当番医制の実施
病院群輪番制運営事業	二次救急医療体制の確保

基本計画



第4節 子育て環境の充実

現況と課題

近年、少子化や核家族化、女性の就労者の増加、人間関係の希薄化など、子育て環境が大きく変化する中で、育児不安や子どもの虐待などの新たな問題が発生しており、次代を担う子どもたちを産み育てやすい環境を構築することが強く求められています。

そのためには、多様な保育ニーズに的確に応えながら、妊娠中から出産、子育ての相談窓口の充実を図るとともに、地域における子育て支援体制を確立する必要があります。

一方で、新臨床研修医制度の影響や、勤務の困難性、訴訟等のリスクの大きさから、小児科医や産婦人科医が大幅に減少し、都市部への偏在傾向とあいまって、地方病院における医師不足が社会問題となっており、本市においてもそうした傾向が見られます。

子育て環境の充実を図る上で、あるいは、地域医療の充実を図る上でも、小児科医、産婦人科医の確保と小児科診療体制の確立が喫緊の課題となっています。

保育所の状況 (平成18年4月1日現在)

(単位：箇所、人)

		西条地区	東予地区	丹原地区	小松地区	合計
公立保育所	保育所数	1	5	2	3	11
	定員	60	435	150	300	945
	園児数	68	342	164	250	824
私立保育所	保育所数	13	2	2	-	17
	定員	1,580	210	120	-	1,910
	園児数	1,325	196	117	-	1,638

資料：福祉行政報告例

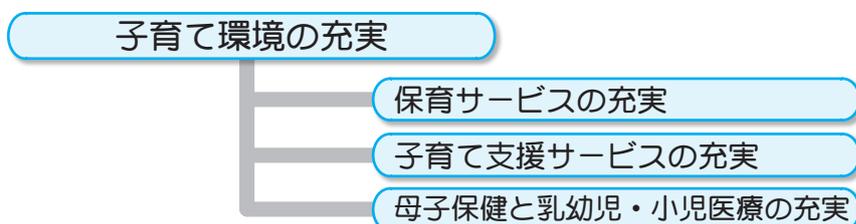
乳幼児健康診査受診状況 (平成18年3月31日現在)

(単位：人、%)

	対象者数 (A)	受診者数 (B)	受診率 (B)/(A)	異常なし	要指導	要経過 観察	要精密	要治療
3か月児健康診査	897	827	92.2	654	12	59	33	70
1歳6か月児健康診査	987	911	92.3	694	66	101	14	36
3歳児健康診査	1,045	904	86.5	451	90	141	14	208

資料：保健事業のまとめ

計画の体系



計画の内容

(1) 保育サービスの充実

- ① 就業構造の変化や就労形態が多様化する中で、保育ニーズも多様化しており、これらに対応するため、延長保育、一時保育、病後児保育などのサービスを充実・推進します。

(2) 子育て支援サービスの充実

- ① 子育て世帯の育児不安の解消や社会からの孤立を防ぐため、地域子育て支援センターやつどいの広場、児童館を整備し、地域における育児相談や交流の場の提供及び子育て情報の提供体制等を確立します。
- ② ファミリーサポートシステムを構築し、地域における相互援助活動を支援します。

(3) 母子保健と乳幼児・小児医療の充実

- ① 妊娠中からの親と子どもへの健康を支援するため、心の安らかな発達の促進と育児不安の軽減を図る事業を推進します。
- ② 子育て中の親子への支援ネットワークの推進のため、行政・地域・関係団体等との体制づくりに努めます。
- ③ 小児科医、産婦人科医の確保と、小児科24時間体制の確立など、医療体制の充実に努めます。

主要事業

事業名	事業内容
特別保育事業	保育所等における一時保育、延長保育、障害児保育、病後児保育等の推進
放課後児童健全育成事業	放課後児童の安全で健やかな居場所づくりを推進するため、学校と連携した総合的な放課後対策の充実
地域子育て支援センター事業	育児不安等の解消のため、育児相談、交流の場の提供、子育てサークルの育成
つどいの広場事業	育児不安等の解消のため、地域の身近な場所での育児相談、交流の場の提供
児童館整備事業	児童の健全育成及び地域活動の拠点の場の提供
ファミリーサポートセンター事業	地域における相互援助活動支援
特定不妊治療費助成事業	特定不妊治療費の助成
子育て総合相談窓口事業	妊娠中からの子育て相談事業の推進



第2章

豊かな自然環境を 実感できるまちづくり

第1節 自然環境の保全

第2節 生活環境の整備

第3節 環境資源を活かした地域づくり

第2章

豊かな自然環境を実感できるまちづくり

第1節 自然環境の保全

現況と課題

当市には、石鎚山を代表とする標高の高い地域から、沿岸部に分布する干潟まで、多種多様な環境が存在し、数多くの希少生物の生息も見られ、豊かな自然環境に恵まれています。

しかしながら、石鎚山系を除く山間部には、放置された人工林のため、地盤が脆弱で崩壊しやすくなった地域も見られ、河川や海岸についても、護岸工事や開発により、自然のままに残されている箇所が減少しつつあります。

今後、かけがえのない財産を次の世代に引き継ぐために、自然環境の保全に努めるとともに、豊かな自然とのふれあいを地域の活性化のために有効に活用していく必要があります。

また、当市の多様な環境に適応し生息している数多くの希少生物については、それぞれの環境や生物の状態の把握に努め、生態系に配慮しつつ、共存のための方策を確立し、生物多様性が維持された状態が保てる自然環境を維持していく必要もあります。

計画の体系

自然環境の保全

自然環境の保全と活用

動植物の調査・保護

計画の内容

(1) 自然環境の保全と活用

- ① 計画的な土地利用による自然環境の保全を推進するとともに、開発事業等の実施にあたっては、環境保全のための適切な措置を講じることができる制度の導入を検討します。
- ② 市民の自然環境保護意識の啓発に努め、人と自然とのふれあいを確保するため、必要な施設を整備し、その指導者の育成に努めます。
- ③ 川や里山などの自然資源をまちづくりに活かし、有効活用するための手法を検討します。

(2) 動植物の調査・保護

- ① 市内に生息する動植物を調査してデータベース化し、その保護のため、生息・生育地の一体的な保全を図ります。

主要事業

事業名	事業内容
自然観察会	身近な自然を様々なテーマごとに観察
水と親しむ青空教室	加茂川の水生生物の調査
酸性雨調査隊	pH（水素イオン濃度）試薬を使ったモニタリング調査を実施



第2節 生活環境の整備

現況と課題

「大量生産」、「大量消費」、「大量廃棄」がもたらした今日の環境問題は、主に企業活動に起因する産業型から、個人のライフスタイルの変化に伴う都市型・生活型に至るまで、その多様化が進み、廃棄物の不法投棄による環境汚染など国内・地域問題だけでなく、資源の枯渇、地球温暖化、オゾン層破壊など、地球規模のものとなってきており、人類だけでなくすべての生物の存在に関わる脅威となりつつあります。

環境の世紀と言われる21世紀にあって、「3R」や「クールビス」といったキーワードによる環境型社会形成の普及啓発活動を強化することで、徐々に市民や企業の環境意識は高まってきています。

当市においても、今後、環境問題の解決に向けて、より一層市民・企業・行政がそれぞれに課せられた役割を果たし、環境への負荷が少ない、循環型社会の構築を目指していく必要があります。

ごみ・し尿・浄化槽汚泥収集量

(単位：t、kl)

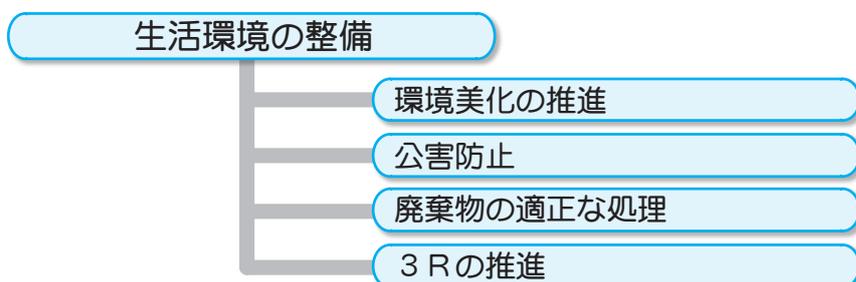
	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
もえるごみ	22,559	22,594	22,909	22,794	22,701
もえないごみ	2,430	2,324	2,280	2,184	2,139
粗大ごみ	900	925	1,035	1,046	917
乾電池	29	28	33	30	25
資源ごみ	3,242	3,048	3,101	3,191	2,953
(内訳) 古紙	2,680	2,491	2,553	2,642	2,412
びん	467	459	446	439	424
ペットボトル	95	98	102	110	117
し尿	19,591	18,770	17,884	18,543	17,465
浄化槽汚泥	12,604	12,958	12,260	12,202	11,558

浄化槽設置状況（補助事業分）

(単位：基)

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
西条地区	34	33	28	18	21
東予地区	132	108	110	108	132
丹原地区	70	60	54	62	71
小松地区	65	48	45	64	36
合計	301	249	237	252	260

計画の体系



計画の内容

(1) 環境美化の推進

- ① 市民、企業との連携の下、環境美化活動や不法投棄、野焼きの防止活動などを推進し、安全で、美しさと潤いを感じる生活環境の創造に努めます。

(2) 公害防止

- ① 快適な暮らしを守るため、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁、悪臭等の公害防止に努めます。

(3) 廃棄物の適正な処理

- ① ごみの効果的、効率的な排出、収集、処理システムを構築するとともに、周辺環境に配慮したごみ処理施設、最終処分場を整備し、適正な維持管理に努めます。また、ごみ排出割合に応じた処理手数料の見直しなど、適正な費用負担について検討します。
- ② し尿の適正な処理のため、し尿処理施設の維持管理に努めるとともに、老朽化している施設の整備について検討します。
- ③ 公共下水道及び集落排水施設の計画区域外においては、浄化槽の設置と適正管理を推進します。

(4) 3Rの推進

- ① 循環型社会形成のため、環境に配慮したライフスタイルの確立や社会構造づくりに努め、ごみの発生抑制・再利用・リサイクルを推進します。
- ② ごみの減量化に関する情報提供や普及啓発を推進し、ごみの計画的な減量に取り組みます。
- ③ 排出段階でのごみ、資源の分別を徹底するとともに、資源化のため、さらなる分別品目の拡大に取り組みます。

- ④ 生ごみ処理機の購入助成や資源ごみ集団回収の支援などにより、3Rに対する市民意識の高揚を図ります。

主要事業

事業名	事業内容
環境美化活動・対策の充実	市民参加による河川や公園の一斉清掃 不法投棄ごみ対策の強化
環境保全協定の締結	環境保全体制の整備
(仮称) 東部一般廃棄物最終処分場整備事業	最終処分場の整備
浄化槽設置整備事業	浄化槽設置世帯への補助金の交付
環境教育やごみ減量化啓発活動の推進	施設見学会や自治会等への説明会の実施
ごみ処理の経済的手法の検討	ごみ処理費用の明確化、有料化の検討
効率的なリサイクルシステムの確立	資源化を実践していくための制度づくり 分別種類細分化の推進 集団回収活動への支援
ごみ分別方法の啓発	分別カレンダーの更新
環境配慮型ごみ処理システムの推進	環境配慮型ごみ処理の推進及び施設の整備
災害ごみ対策	台風等による災害ごみの早期対策



第3節 環境資源を活かした地域づくり

現況と課題

当市は、加茂川、中山川をはじめ、中小の河川が貫流しており、平坦部の一部では、全国でも稀な自噴地帯が形成され、生活用水や産業用水、また景観用水として、豊かな「水のまち」としてのまちづくりに活用してきました。

しかしながら、近年の異常気象や森林の荒廃、農地の減少などにより、地下水の水位は低下傾向にあり、また、市内には新たな水源を必要とする地域もあるなど、当市の水資源事情は楽観できない状況にあります。

この貴重な汎用資源である『水』を市民共有の財産として適正に保全するため、限りある資源であるとの認識を持って、『水』を守り、次代に引き継いでいくことが重要な課題となっています。

その上で、水をはじめとした豊かな自然環境を資源として活用し、それらを最大限に活かせるまちづくりを進め、『豊かな自然環境を実感できるまち』を創造する必要があります。

一方で、地球規模での化石燃料の大量使用による温室効果ガスの発生が、地球温暖化の主な原因であると言われています。この解消に向けた取り組みを進めていくことは、地域の自然環境を守ることにもつながっていきます。

豊かな水など地域固有の環境資源を活かした、新エネルギーの積極的な活用や省エネルギー施策を推進していくことが重要な課題となっています。

計画の体系

環境資源を活かした地域づくり

環境資源の保全と活用

省エネルギーの推進と新エネルギーの活用促進

計画の内容

(1) 環境資源の保全と活用

- ① 家庭への節水の呼びかけや河川一斉清掃活動などを通じて、水資源と水質の保全に対する市民意識の啓発に努めます。
- ② 無秩序な開発による水量の減少や水質の汚濁などを防止するため、「西条市地下水の保全に関する条例」に基づき、その利用を制限するとともに、水質保全意識の高揚を図ります。
- ③ 水資源の涵養に向けて、『水源の森』の整備を検討します。
- ④ 自然との共生におけたエコツーリズムを推進するため、ビジターセンター等の整備や案内人の養成について検討します。
- ⑤ 水の科学資料館の整備について検討します。

(2) 省エネルギーの推進と新エネルギーの活用促進

- ① 公共施設における省エネルギー活動をはじめ、市民や企業における省エネルギー普及拡大など、市民、企業、行政が一体となって省エネルギーに取り組むよう意識啓発を図ります。
- ② 全国有数の日照量を誇る当市の特性を生かし、公共施設や一般家庭への太陽光発電システムの導入を促進します。
- ③ 市内を流れる豊富な流水を活用した、小水力発電システムの導入を検討します。
- ④ 地域技術である、工場排熱と地下水を組み合わせたMH冷凍システム*などについては、さらなる開発を進め、新エネルギーとしての汎用化に向けた取り組みを進めます。

MH冷凍システム
水素吸蔵合金（MetalHydride合金）が、水素を吸蔵する時に発熱し、放出する時に吸熱するという性質を利用した冷凍システムのことです。フロンガスを使わないため、環境への負荷が少ない。

主要事業

事業名	事業内容
地下水観測	地下水観測井戸における地下水位の観測及び地下水の水質調査
河川一斉清掃	水質保全区域の河川の一斉清掃
住宅用太陽光発電システム導入促進事業	一般家庭向け太陽光発電システムの普及
新エネルギー活用事業	MH冷凍システムの汎用普及型機の開発 流水を活用した小水力発電システム導入の検討

第3章

安心して快適な生活空間を
実感できるまちづくり

第1節 交通体系の整備

第2節 都市基盤の整備

1 市街地整備

2 港湾

3 水道

4 下水道

5 公園・緑地

6 住宅・宅地

第3節 防災体制と消防・救急体制の強化

第4節 地域情報化の推進

第 3 章

安心で快適な生活空間を実感できるまちづくり

第 1 節 交通体系の整備

現況と課題

当市の道路網については、高速道路 1 路線、自動車専用道路 1 路線、国道 3 路線、県道 19 路線、市道 1,763 路線で構成されており、延長、改良率は次表のとおりとなっています。

道路の状況

(単位：路線、km、%)

道路の種類	路線数	実延長	改良済延長	改良率	舗装延長	舗装率
高速道路	1	28.5	28.5	100.00	28.5	100.00
自動車専用道路	1	13	13	100.00	13	100.00
国道	3	64.5	64.1	99.40	64.4	99.80
県道	19	196.1	127.2	64.90	147.6	75.30
市道	1,763	1,073.20	631.7	58.90	895	83.40

資料：愛媛の道路 2006 資料編（市道は平成 18 年 3 月 31 日／他の道路は平成 17 年 3 月 31 日現在）

当市は四国のほぼ中央部に位置しており、高速自動車道網等の整備により、交通の要衝・結節点として、交通量は増加傾向にあり、これらの幹線道路間を連結する道路整備を積極的に進める必要があります。また、合併による旧市町間の生活圈域の連結や各圏域内の生活道路の整備も重要な課題となっています。

今後、市民生活の利便性、快適性、安全性の向上を図る上で、計画的かつ効率的な道路網の整備を進めて行く必要があります。また、都市景観上必要性の高い箇所については、歩道のカラー化等グレードの高い道路の建設を行い、地域の活性化や良好な都市景観及びアメニティ空間の創出を行うなど、都市計画道路の整備も効果的に進めて行く必要があります。

一方で、東予有料道路の無料化などによる交通量の増加は、交通事故発生件数・死傷者数の増加をもたらす危険性もはらんでいます。特に、高齢者の関係する交通事故発生割合が高くなることが危惧されており、交通安全施設の整備や交通安全思想の普及啓発に努めるなど、交通安全対策にも積極的に取り組んでいく必要があります。

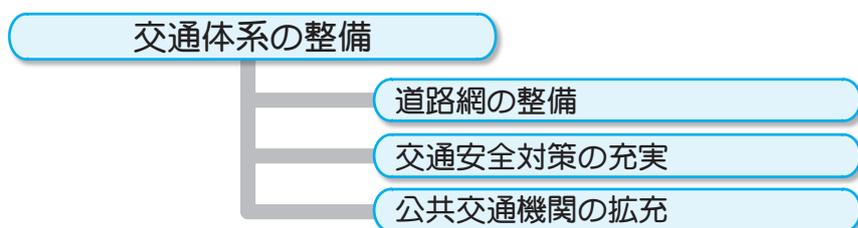
市内の公共交通機関としては、JR 予讃線の 7 駅を有する鉄道、瀬戸内運輸(株)、せとうち周桑バス(株)、伊予鉄道(株)のバス路線、四国開発フェリー(株)の大阪南港を結ぶ 1 日 2 便のフェリーがありますが、それぞれが、自家用車の普及や高速道路・本四架橋開通に伴い、その相対的地位が低下しているという課題を

有しています。特に、バス路線はその利用者が減少し、減便や廃止なども課題となっています。

しかし、大量・高速輸送手段として、また交通弱者である高齢者等の移手段として、公共交通機関は重要なものであり、地球規模での環境問題を考える上でもその役割を再確認する必要があります。

交通体系の整備は、市民生活や経済活動を支え、多様な交流を促進する上で重要な役割を担うものであり、道路環境や交通安全施設の整備、公共交通機関相互の連携を図るなど、総合的な取り組みが求められています。

計画の体系



計画の内容

(1) 道路網の整備

- ① 主要幹線道路については、一般国道11号西条バイパス及び小松バイパスの改良整備を推進するとともに、西条バイパスの関連道路の国道昇格を促進します。また、今治小松自動車道の全線開通の早期実現を促進します。
- ② アクセス道路網の整備に関しては、都市計画道路壬生川氷見線の早期事業化を促進するとともに、幹線道路へのアクセス道としての県道の拡幅整備を促進します。また、市街地の渋滞緩和と交通安全確保のため、都市計画道路の整備を進め、市街地の健全な発展を図ります。
- ③ 市民生活に身近な生活道路については、道路が持つ本来的な機能に加え、道路を快適な空間、健康増進空間としてとらえ、障害者や高齢者を含めた全ての人にやさしいユニバーサルデザインやエコロジーの視点も配慮して、その整備を図ります。

(2) 交通安全対策の充実

- ① 西条市交通安全推進協議会を中心に、西条警察署、西条西警察署、交通安全協会、安全運転管理者協議会、交通安

全母の会連合会等各種団体機関との連携を密にし、交通安全市民大会の開催などを通じて、交通安全の推進に向けた積極的な啓発活動に取り組みます。

- ② 事故発生割合が高くなっている高齢者の交通安全対策として、高齢者宅を訪問し交通安全意識の啓発を行う、西条市高齢者交通安全アドバイザー事業を推進し、その事故防止に努めます。
- ③ 事故被害者の救済を目的とした交通災害共済への加入を促進します。

(3) 公共交通機関の拡充

- ① 必要に応じて、公共交通関係機関や事業者との調整・連携を進め、地域住民の利便性確保に努めます。
- ② 公共交通空白地域や周辺地域での交通手段の確保、中心地域の活性化、市内主要施設利用者の利便性を図ることなどを目的とした、コミュニティバスやデマンド交通について、その有効性や導入の是非についての検討を進めます。
- ③ 京阪神地域に直結する大量・高速輸送手段として、JRグループがその導入計画を進めているフリーゲージトレインの早期実現に向けた取り組みを進めます。

主要事業

事業名	事業内容
一般国道11号西条バイパス整備事業	L = 4,600 m W = 25 ~ 36 m
一般国道11号小松バイパス整備事業	L = 7,500 m W = 25 m
西条駅前干拓地線改良事業	L = 680 m W = 16 m
喜多川朔日市線改良事業	L = 380 m W = 12 m
柚ノ木線改良事業	L = 1,000 m W = 7.0 m
船屋王至森寺線改良事業	L = 1,300 m W = 12.0 m
北条周布線改良事業	L = 860 m W = 7.0 m
交通安全対策事業	交通安全市民大会の開催、交通安全県民大会への参加、交通安全啓発活動の強化、横断旗・旗入れ缶の設置
高齢者交通安全アドバイザー事業	高齢者の事故防止にかかる啓発指導活動 アンケートに基づく改善要望の掌握
交通災害共済事業	交通災害共済加入促進 交通事故被害者救済にかかる請求・支払事務
地方バス路線運行対策事業	地方バス路線維持・確保のための助成 バス運行事業者との連携、協力

第2節 都市基盤の整備

1 市街地整備

現況と課題

JR伊予西条駅周辺やJR壬生川駅周辺等の既成の市街地では、空き地・空店舗等の増加や来街者の減少が見られ、その活力が失われつつあります。

一方で、既成市街地周辺部では、区域区分（線引き）の廃止の影響もあり、幹線道路沿いへの大型店舗の進出や分譲宅地の造成など、既成市街地の空洞化の原因にもなっています。

また、周辺部の中でも道路など公共施設が未整備で集団農地が残っている地域においては、スプロール現象が見受けられており、環境整備、防災等の観点から問題となりつつあります。

今後、市全域における土地利用を考慮し、宅地、道路などの都市的土地利用と、農地、森林、河川などを合わせた自然的土地利用の調和を図っていくことが、良好な都市環境を維持するための重要な課題となっています。

このため、都市的土地利用については、計画的な市街地の形成を図りつつ、市街地周辺部の面的整備を含め、都市拠点の形成と居住環境の整備など、景観に配慮しながら、人にやさしい、コンパクトな都市づくりを推進していく必要があります。

計画の体系

市街地整備

市街地再開発事業の推進

計画の内容

(1) 市街地再開発事業の推進

- ① J R伊予西条駅から総合福祉センターまでのエリアにおいて、駅前広場や（仮称）四国鉄道文化館、観光交流施設、図書館、公園などを一体的に整備し、人・もの・情報が集うまちの拠点としての賑わいを創生します。
- ② 事業の実施にあたっては、高齢者や障害者も含めた全ての人にやさしいユニバーサルデザインの考え方や、木材の活用など環境にも優しい循環型社会（「木製都市構想」）の構築を念頭に置いた、事業の推進に努めます。

主要事業

事業名	事業内容
J R伊予西条駅周辺市街地再整備事業	駅前広場の拡張・整備
J R壬生川駅周辺市街地再整備事業整備事業	駅前広場の再整備
西条地区中心市街地整備事業	新図書館・公園・緑地・駐車場などの整備



第2節 都市基盤の整備

2 港湾

現況と課題

東予港は、西条市・新居浜市を背後地とした産業活動や地域の物流を支える拠点港として、また、愛媛県と阪神地域を結ぶフェリーによる人・物の中継点として重要な役割を果たしています。今後も、高速交通網等との連携により、企業立地や都市開発、地域産業の振興、さらに環境面でも、一層重要な役割を果たすものと期待されています。

近年の経済・社会活動のグローバル化やボーダレス化、さらにアジア諸国の著しい経済成長等により、産業競争力の養成がますます高まっている中、港湾の物流機能のさらなる強化が求められています。東予港には、取扱貨物量の増大や今後の新たな工業活動に対応できる港湾機能の確保や、愛媛県における阪神地域との複合一貫輸送の結節点として、フェリー機能の強化が必要となっています。

また、臨海部の工業地域に立地する企業においては、現在の港湾施設の整備水準の中で、安定した企業活動への影響が指摘されており、港湾計画に沿った早期の施設整備が求められています。

さらに、台風時の高潮による災害対策や近い将来の発生が確実視されている東南海・南海地震への備えなど、港湾における大規模災害への対応力の強化も求められています。

このような状況に対応するため、産業基盤としての港湾の機能を整備拡充していく必要があります。

計画の体系



計画の内容

(1) 港湾施設の整備

- ① 東予港港湾計画との整合性を図りながら、近年の物流需要の増大と船舶の大型化に対応できる港湾施設の整備促進を図ります。
- ② 臨海部工業地域に立地している企業の活動を安定的なものとするため、防波堤の整備促進を図ります。
- ③ 大規模地震災害時における物資の緊急輸送に対応できる耐震強化岸壁としたフェリーふ頭の整備促進を図ります。
- ④ 港内の安全を確保するとともに、大規模地震時の津波や台風時の高潮対策のため、防波堤や堤防の整備促進を図ります。
- ⑤ 主に水産業を中心とした地域産業の振興を図るため、西条地区、壬生川地区における小型船だまりやその背後のふ頭用地、漁業施設用地の整備促進を図ります。
- ⑥ 港湾における環境面の向上と地域環境の保全を図るため、海浜公園、海浜緑地など市民の憩いの場の整備促進を図ります。

主要事業

事業名	事業内容
東予港港湾整備事業	物流需要の増大と船舶の大型化に対応した港湾施設の拡充整備
西条地区小型船だまり建設事業	小型船だまり及び防波堤、船揚場、物揚場、護岸など漁港関連施設の整備
壬生川地区小型船だまり建設事業	小型船だまり及び防波堤、船揚場、物揚場、護岸など漁港関連施設の整備



第2節 都市基盤の整備

3 水道

現況と課題

当市の水道事業は、西部地区、東予地区、丹原地区、小松地区の各上水道及び平成17年3月31日に認可を受けた東部地区上水道の5つの上水道事業と、中野地区、港新地地区、丹原地区の3つの簡易水道事業、市管理の西ひうち専用水道、黒谷地区県条例水道が設置されており、市の行政区域内人口の約51%に水道水を供給しています。水道区域以外の地域は、地下水による自家水を利用している中心市街地と河川表流水等を利用している山間部となっています。

合併後、水道事業の会計は一元化していますが、旧市町の料金格差が約1.8倍と大きく、それぞれ合併以前の料金体系で独立採算による経営を行っています。

水道事業を推進する上で、運営基盤の強化、安心快適な給水の確保や災害対策の充実等が課題となっていますが、給水人口の減少傾向に伴い水需要も減少し、給水収益が伸び悩む中、老朽化した施設の更新や渇水時における安定供給のための対策、また、発生が危惧されている東南海・南海地震に対する防災対策など、新たな施設整備を図る必要があります。

また、料金格差の解消を図り、健全な水道事業を維持し続けるため、公正妥当な料金体系を検討する必要があります。

水道事業の概要 (平成18年7月31日現在)

(1) 上水道

(単位：人、m³/日)

事業名	計画給水人口	計画1日最大給水量
西部地区上水道事業	8,420	4,282
東部地区上水道事業	13,000	6,480
東予地区上水道事業	33,800	19,000
丹原地区上水道事業	11,800	6,000
小松地区上水道事業	9,980	5,030

(2) 簡易水道

(単位：人、m³/日)

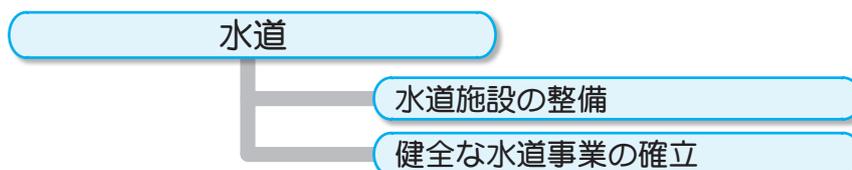
事業名	計画給水人口	計画1日最大給水量
中野地区簡易水道事業	1,500	600
港新地地区簡易水道事業	1,500	720
丹原地区簡易水道事業	3,400	1,640

(3) 専用水道・県条例水道

(単位：人、m³/日)

事業名	計画給水人口	計画1日最大給水量
西ひうち専用水道事業	8,000	1,200
黒谷地区県条例水道事業	80	20

計画の体系



計画の内容

(1) 水道施設の整備

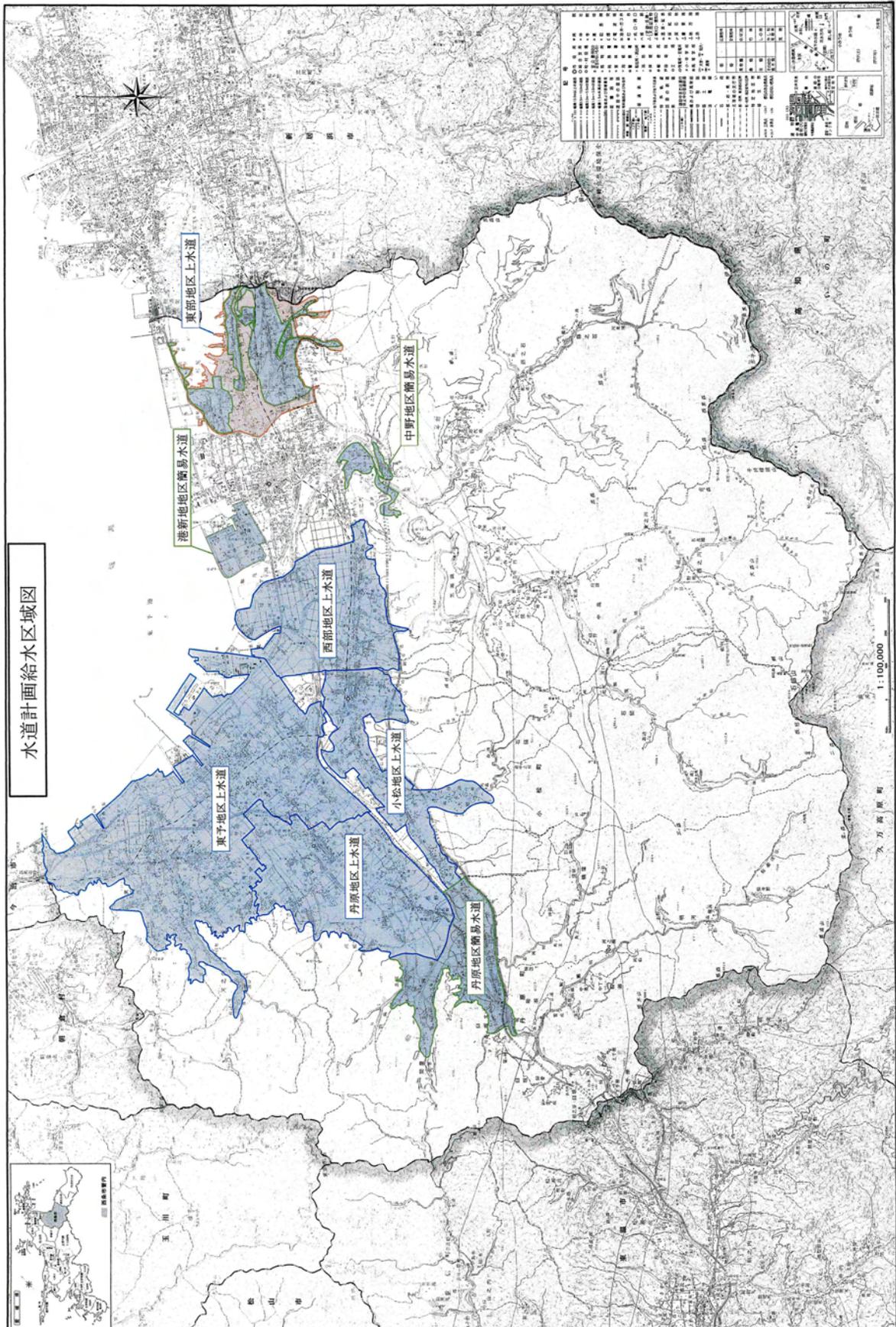
- ① 上水道施設については、当面、旧西条市の中心市街地を除いた平坦部の整備を行うこととし、あわせて、老朽化した施設の更新や水量不足の解消等施設の充実を図るため、現在整備中の事業を推進します。
- ② 簡易水道施設については、上水道計画との整合を図りながら、既設施設の改良及び拡張を行うとともに、水量不足及び地下水の塩水化区域の改善を図ります。

(2) 健全な水道事業の確立

- ① 今後の建設計画や財政計画を基に、公正妥当な統一料金を設定することで、水道利用者の負担の公平を図ります。また、水道事業の経営統合を実現するとともに、健全な経営の確保を目指します。

主要事業

事業名	事業内容
東部地区上水道（統合簡水）整備事業	市東部の5地区簡易水道の統合と隣接水道未普及地域の施設整備
東予地区上水道第一次拡張事業	老朽施設の更新と配水池の新設等配水システムの再構築
水道料金統一事業	水道料金を統一することにより、水道事業の経営統合の体制をつくる



水道計画給水区域図

基本計画

第2節 都市基盤の整備

4 下水道

現況と課題

当市の公共下水道事業は、昭和49年度に着手した西条処理区と、昭和58年度に着手した東予・丹原処理区で事業を推進しています。また、西条地区においては、昭和61年度から小規模下水道事業に着手し、供用しています。

下水道事業の概要 (平成17年4月1日現在)

(単位：ha、人)

			年次	面積		人口		
				計画	供用	計画	供用	水洗化
公共 下水道 事業	西条処理区	全体計画	S49～H30	1,855.8		71,580		
		事業認可	S49～H24	1,334.2	851.47	53,970	43,061	38,744
	東予丹原処理区	全体計画	S58～H27	1,991.0		44,750		
		事業認可	S58～H24	515.4	336.63	13,900	11,421	7,661
小規模 下水道 事業	飯岡中部コミュニティ・プラント事業		S61～H1	42.0	49.27	2,700	2,226	2,131
	神戸東部地区農業集落排水事業		S61～H2	36.0	32.24	2,020	1,543	1,484
	西ひうち下水道事業 (事業所汚水のみ)		S57～S58	177.0	177.00	8,000	—	—
計				1,927.6	1,269.61	72,590	58,251	50,020

一方、浸水対策事業については、西条地区において4箇所の雨水ポンプ場を供用し、順次雨水幹線の整備を行っており、東予・丹原地区においては、平成16年度に本河原雨水ポンプ場の建設工事に着手し、平成19年度末の完成後、順次雨水幹線の整備を行っていくこととしています。

雨水ポンプ場の状況 (平成17年4月1日現在)

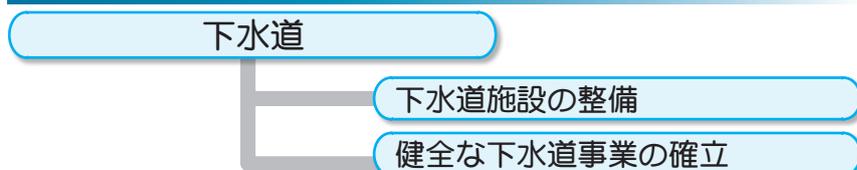
(単位：mm、台、m³/分)

		型式	口径	計画		現有設備	
				台数	排出量	台数	排出量
西 条 排 水 区	本陣川雨水ポンプ場	水中ポンプ	800	3	282.3	3	282.3
	唐樋雨水ポンプ場	スクリープンプ	3,100	5	1161.5	3	696.9
		横型軸流ポンプ	1,000	2	230.4	2	230.4
	船屋雨水ポンプ場	水中ポンプ	1,000	4	554.8	3	416.1
	干拓雨水ポンプ場	スクリープンプ	3,300	6	1431.0	4	954.0
東 予 丹 原 排 水 区	本河原雨水ポンプ場	水中ポンプ	350	1	13.5	—	—
		立軸斜流ポンプ	900	2	210.0	—	—
	本河原都市排水機場	水中ポンプ	800	1	80.0	1	80.0
		立軸斜流ポンプ	700	1	57.7	1	57.7
	三津屋雨水ポンプ場	水中ポンプ	400	1	23.5	—	—
		立軸斜流ポンプ	1,350	2	474.0	—	—
三津屋都市排水機場	水中ポンプ	400	1	15.0	1	15.0	
	立軸斜流ポンプ	900	2	187.2	2	187.2	

当市の下水道普及率は、平成17年度末で46.7% (全国平均

69.3%)、農業集落排水施設、コミュニティ・プラント、合併浄化槽を含む汚水処理人口普及率は61.5%（全国平均80.9%）と、全国平均に比べ低い水準にあり、さらなる整備を図る必要がありますが、その方法については、経済性や対象地域の特性を十分に配慮し、より効率的で効果的な手法を選択することも検討していく必要があります。

計画の体系



計画の内容

(1) 下水道施設の整備

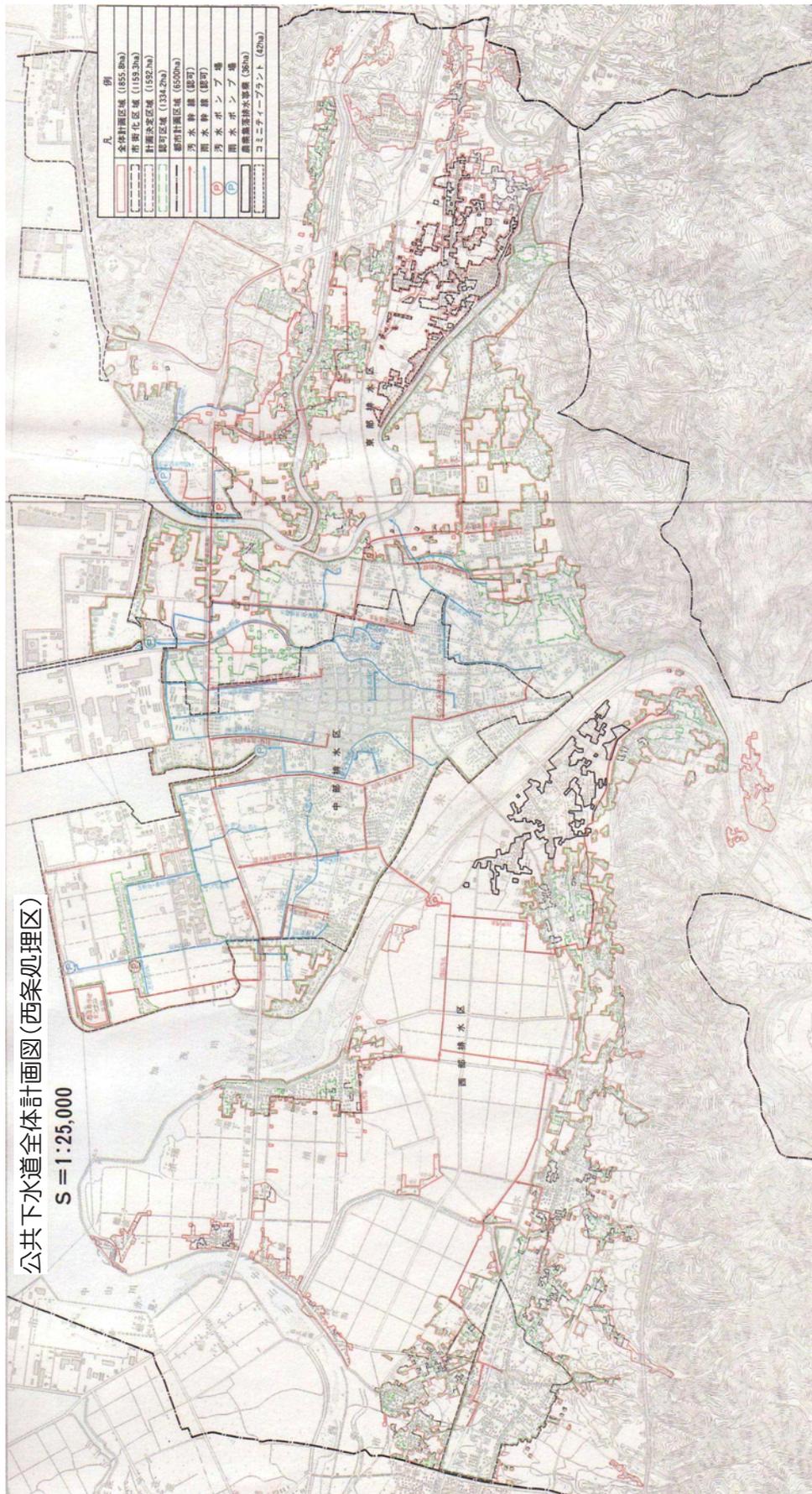
- ① 生活環境の改善、トイレの水洗化など、快適な生活環境を実現するため、下水道計画区域内の汚水管渠、終末処理場などの汚水施設整備事業を推進します。
- ② 下水道施設の機能を維持し、公共用水域の水質保全に資するため、老朽化した終末処理場施設及び管渠の改築、更新を推進します。
- ③ 市街地の浸水防除のため、雨水施設整備を推進し、浸水地区の解消に努め、親水都市にふさわしい水辺の復活、保全を図ります。

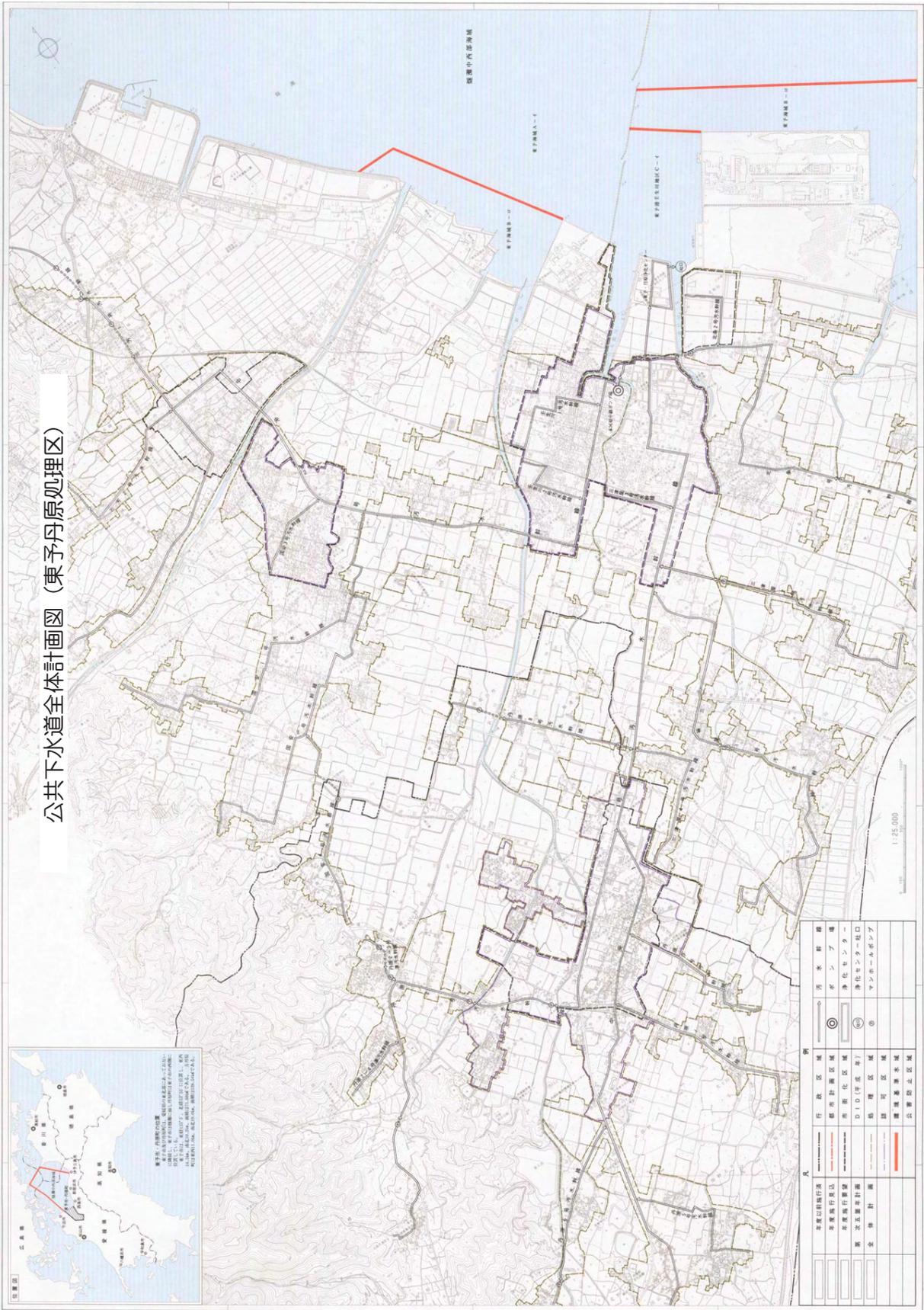
(2) 健全な下水道事業の確立

- ① 下水道計画区域の設定に当たっては、計画区域外での浄化槽の設置の推進等も視野に入れ、経済性やそれぞれの地域の特性に応じた汚水処理施設を選択することで、効率的・効果的な事業推進に努め、社会情勢等の変化に応じて適宜見直しを行いながら、市全域の汚水処理人口普及率の向上を目指します。

主要事業

事業名	事業内容
西条市公共下水道事業（西条処理区）	西条地区の公共下水道施設の整備（氷見、橘、西田、禎瑞、玉津、川北、川南の各地区） 西条浄化センターの改築・更新
西条市公共下水道事業（東予・丹原処理区）	東予・丹原地区の公共下水道施設の整備（三芳、北条の市街地、丹原町今井、丹原町池田、丹原町久妙寺、丹原町願連寺） 東予丹原浄化センターの増設 三津屋雨水ポンプ場の新設





第2節 都市基盤の整備

5 公園・緑地

現況と課題

当市は、国定公園石鎚連峰に代表される山岳や峡谷、河川などの優れた自然環境を有しており、生活環境の保全や市民のレクリエーション、観光面等に重要な役割を担っています。

都市公園の設置状況は、市内で41箇所、80.7haであり、都市公園法で定める市街地における都市公園の目標基準 $5\text{ m}^2/\text{人}$ は上回ってはいますが、市域における都市公園の目標基準 $10\text{ m}^2/\text{人}$ は下回っています。また、都市公園に準ずる公園として、市民の森や加茂川緑地、本谷公園等も整備されており、市民の憩いの場として利用されています。

今後とも、市民の健康増進と快適でゆとりのある生活環境の確保を図るため、身近な遊園から大規模な都市公園まで、様々な公園の整備を促進する必要があります。

緑地は、都市の豊かさや景観を醸成するだけでなく、土地利用上の緩衝地帯として、さらに防災上からも重要な役割を担っており、その保全について万全を期していくとともに、周辺環境との調和に配慮しながら、新たな緑地空間の創出にも取り組んでいく必要があります。



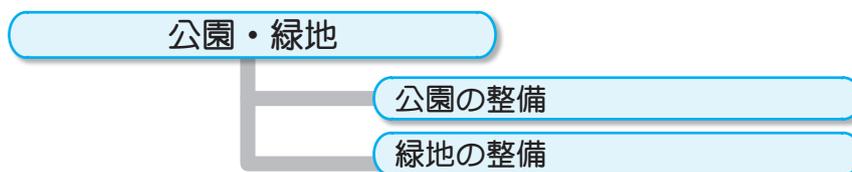
第3章 安心で快適な生活空間を実感できるまちづくり

都市公園等の状況 (平成 18 年 3 月 31 日現在)

(単位: ha)

種類	公園名	面積	摘要	
都 市 公 園	運動公園	西条市西条運動公園	15.00	平成 13 年度完成
	〃	西条市東予運動公園	15.36	事業実施中
	総合公園	西条市丹原総合公園	9.33	平成 10 年度完成
	〃	西条市小松中央公園	18.80	平成 17 年度完成
	地区公園	西条市西条市民公園	3.42	昭和 47 年度完成
	近隣公園	西条市西条西部公園	4.80	昭和 54 年度完成
	〃	西条市神戸公園	1.01	昭和 62 年度完成
	〃	西条市石井記念公園	1.13	平成 3 年度完成
	〃	西条市三津屋東 1 号公園	1.00	平成 2 年度完成
	〃	西条市石根ふれあい公園	1.80	平成 5 年度完成
	街区公園	西条市喜多川公園	0.38	昭和 50 年度完成
	〃	西条市上川原公園	0.10	昭和 57 年度完成
	〃	西条市清水公園	0.10	昭和 58 年度完成
	〃	西条市小川公園	0.11	昭和 59 年度完成
	〃	西条市新御堂公園	0.17	昭和 59 年度完成
	〃	西条市北新田公園	0.10	昭和 60 年度完成
	〃	西条市西の原公園	0.15	昭和 61 年度完成
	〃	西条市砂盛公園	0.11	昭和 62 年度完成
	〃	西条市川沿公園	0.10	平成元年度完成
	〃	西条市駅西公園	0.13	平成 4 年度完成
	〃	西条市壬生川公園	0.30	昭和 41 年度完成
	〃	西条市国安公園	0.34	昭和 47 年度完成
	〃	西条市中城公園	0.41	昭和 53 年度完成
	〃	西条市大曲公園	0.77	昭和 51 年度完成
	〃	西条市三津屋公園	0.22	昭和 52 年度完成
	〃	西条市三芳公園	0.24	昭和 55 年度完成
	〃	西条市北星公園	0.23	昭和 56 年度完成
	〃	西条市円海寺公園	0.18	昭和 59 年度完成
	〃	西条市三津屋東 2 号公園	0.15	平成元年度完成
	〃	西条市新市公園	0.25	昭和 61 年度完成
	〃	西条市大新田公園	0.20	昭和 63 年度完成
	〃	西条市桑村大池公園	0.14	昭和 60 年度完成
	〃	西条市旦之上公園	0.56	平成 3 年度完成
〃	西条市北条新田公園	0.36	平成 8 年度完成	
特殊	西条市高須公園	1.08	昭和 63 年度完成	
都市緑地	西条市東町公園	0.05	昭和 61 年度完成	
〃	西条市秋吉公園	0.05	昭和 63 年度完成	
〃	西条市弁財天公園	0.23	平成 2 年度完成	
〃	西条市神拝緑地	0.22	平成 3 年度完成	
〃	西条市北条緑地	0.23	平成 14 年度完成	
緑道	西条市御舟川緑道	1.37	平成 4 年度完成	
	計	80.68	41 箇所	
その他の公園 及び広場	西条市市民の森	19.30	平成 4 年度完成	
	うちぬき広場	0.10	昭和 60 年度完成	
	加茂川緑地	5.69	平成 9 年度完成	
	西条市東部公園	2.25	事業実施中	
	円満地公園	0.09	平成 6 年度完成	
	西条市円山森林公園	36.06	事業実施中	
	氷見ふれあい広場	0.14	平成 13 年度完成	
	西条市本谷公園	2.27	平成 7 年度完成	
	西条市黒谷公園	0.47	平成 7 年度完成	
	計	66.37	9 箇所	
合 計		147.05	50 箇所	

計画の体系



計画の内容

(1) 公園の整備

- ① 広域的な利用が期待できる西条市東予運動公園の早期完成を目指します。
- ② 自然環境に優れた古川地区の遊水池を利用した（仮称）古川水辺公園の整備を推進します。
- ③ 永納山遺跡の保存・活用と一体となった自然海岸公園等レクリエーション拠点の整備を推進します。
- ④ 東部地域に総合公園（東部公園）の整備を図ります。
- ⑤ 円山森林公園を利用し、恵まれた自然環境をいかした多様な交流施設や学習施設の整備を図ります。
- ⑥ ふるさとの川整備事業を継承した河川敷の整備として、加茂川右岸や中山川左岸の整備を図ります。

(2) 緑地の整備

- ① 御舟川緑道など市街地内河川を利用した、水と親しめる公園の整備とともに、中心市街地から海浜公園に至る緑のネットワークの整備を推進します。

主要事業

事業名	事業内容
東予運動公園整備事業	屋内体育施設 A=8,640 m ²
市街地アメニティ計画（古川水環境整備・野鳥公園）	計画区域面積 A=32.5ha 公園整備 A=4.4ha
河原津北地区開発構想	海岸整備、公園整備 A=22.9ha
東部公園（総合公園）整備事業	公園整備 A=12.3ha 多目的グラウンド・テニスコート
円山森林公園整備事業	公園整備 A=36.0ha 自然公園 花き関係教育施設
ふるさとの川整備事業	中山川左岸、加茂川右岸などの公園整備
御舟川緑道整備事業	親水遊歩道整備 L=1.2km

第2節 都市基盤の整備

6 住宅・宅地

現況と課題

近年の住宅に対する市民意識は、近い将来に発生することが危惧されている東南海・南海地震等に備えた耐震性の向上や、少子高齢社会の進展や家族形態の変化、バリアフリー化の流れへ対応できる快適な居住空間の確保などへと、そのニーズが高度化、多様化しています。

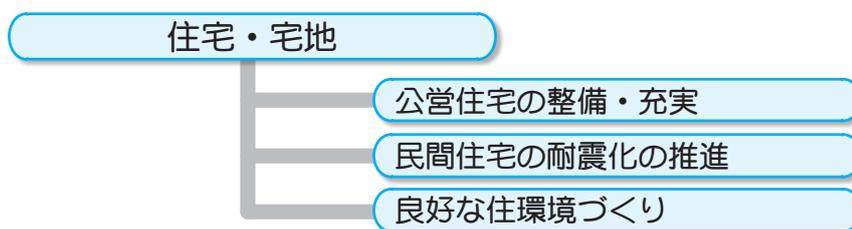
現在、当市における市営住宅は、総数で1,677戸を管理しており（県営住宅222戸）、昭和56年以前の耐震基準（以下、旧耐震基準という。）で建築された住宅については耐震・防火対策に努めるとともに、老朽化した建物については、計画的な建替を検討する必要があります。

さらに、民間建築物についても同様に、旧耐震基準で建築された木造住宅については、耐震性の向上を図ることができるよう、支援する必要があります。

また、森林を育み、林業の持続的な発展を促し、木材の地産地消を推進するため、木造住宅を中心とした木製都市への転換を推進する必要があります。



計画の体系



計画の内容

(1) 公営住宅の整備・充実

- ① 住宅用火災報知器の設置や旧耐震基準で建設された団地の耐震診断・耐震改修に努めます。
- ② 建替え、維持及び修繕については、「公営住宅ストック総合活用計画」に基づき、利便性、地域的配分、ユニバーサルデザイン化、子育て支援及び居住水準の向上等に留意して、計画的に事業を推進し、周辺地域との調和を図りながら、良好な住宅環境の形成に努めます。

(2) 民間住宅の耐震化の推進

- ① 木造住宅耐震診断の普及に努め、老朽化する持家の建替えや旧耐震住宅の耐震化を推進します。また、耐震改修費の助成についても検討します。

(3) 良好な住環境づくり

- ① 安全で良好な環境の住宅供給ができるよう、先行的な道路網の整備等、生活関連施設の整備を推進するとともに、民間宅地開発については適切な指導に努めます。
- ② 多様な居住形態やニーズに対応できる住宅及び住環境づくりや、住宅政策面での自然エネルギー等を活用した環境共生の環境づくりの啓発に努めます。特に、木製都市構想実現に向けた取り組みや支援の方策についての検討を行います。

主要事業

事業名	事業内容
木造住宅耐震診断事業	診断費用の2/3を補助
市営住宅火災報知器設置事業	市営住宅への火災報知器の設置
市営住宅耐震診断・改修事業	市営住宅の耐震診断・改修工事を実施
市営住宅建替事業	市営住宅の建替を計画的に実施

第3節 防災体制と消防・救急体制の強化

現況と課題

当市は、恵まれた自然環境のもとで、比較的災害の少ないまちとして発展してきましたが、最近では平成16年の台風21号・23号の集中豪雨により、山腹崩壊、河川氾濫による家屋浸水等の被害が発生し、山間部で一部地域が孤立するなど、災害救助法の適用を受けるほどの大きな災害に見舞われました。

さらに、今後30年以内に東南海・南海地震が発生する確率は50～60%とされています。当市には中央構造線沿いに活断層が走っていることから、直下型地震の危険性もあり、その被害は甚大なものとなる恐れがあると予想されています。

こうした多様な大規模災害に的確に対応するため、「地域防災計画」に基づき、地域における自主防災組織の充実などを進め、総合的な防災力の向上に取り組んでいかなければなりません。

一方で、高齢化や都市化といった社会構造の変化によって、火災や交通事故など日常的に起こりうる災害も複雑化・多様化してきており、これらから市民の生命と財産を守ることでできる技術や知識、サービスを持った消防・救急体制の強化が求められています。



火災の状況

(単位：件、千円)

年	件数	損害額	1件当たりの損害額	出火率	全国平均	
					1件当たりの損害額	出火率
平成16年	45	141,939	3,154	3.8	2,240	4.8
平成17年	65	90,029	1,385	5.6	2,650	4.5

出火率
人口1万人当たりの出火件数のこと。

救急出場の状況

(単位：件)

年	火災	自然災害	水難	交通事故	労働災害	運動競技	一般負傷	加害	自損	急病	その他	合計
平成16年	7	7	1	556	46	24	530	34	45	1,938	410	3,598
平成17年	16	0	3	572	50	19	563	26	48	2,200	499	3,996

救助出動の状況

(単位：件)

年	火災(建物内)	火災(建物外)	交通事故	水難	自然災害	機械等の事故	建物等の事故	ガス・酸欠事故	破裂事故	その他	合計
平成16年	21	5	41	0	7	2	1	0	0	14	91
平成17年	15	6	42	2	0	5	2	0	0	23	95

計画の体系

防災体制と消防・救急体制の強化

防災体制の充実

消防・救急の充実

計画の内容

(1) 防災体制の充実

- ① 防災行政無線など、災害時の新たな情報通信手段を検討、整備します。特に、孤立が予想される地区には衛星携帯電話を配備します。
- ② 防災アセスメント調査等に基づくハザードマップを作成し、より実践的な自主防災計画を策定し、「12歳教育」や「木製都市構想」などを推進していく中で、この計画に基づいた防災活動が実践できる体制を整備します。
- ③ 公共施設の耐震化を図り、災害時の避難場所としての機能を果たせるようにします。
- ④ 自主防災組織の結成を積極的に支援し、災害時要援護者への支援や女性の参画促進にも配慮しながら、その育成強化を図ります。
- ⑤ 自主防災組織リーダー育成のため、防災士を養成します。

(2) 消防・救急の充実

- ① 複雑多様化する各種災害に的確に対応できるよう、消防庁舎、消防団蔵置所、消防水利（防火水槽）、消防車両、救急車両、救助資機材等の施設・設備について、計画的な整備及び更新を図ります。
- ② 消防団員の技術向上のための教育訓練等の充実を図るとともに、各分団の連携強化を進め、市全域で一体的な災害救助活動ができる体制を速やかに整備します。
- ③ 救命率向上のため、救急救命士の養成を推進するとともに、メディカルコントロール体制の充実強化を図ります。
- ④ 公共施設へのAED（自動体外式除細動器）の配備を促進します。
- ⑤ 多種多様な事故・災害に対応するため、高度な技術を持つ救助隊員の養成を図ります。

- ⑥ 高齢者等災害時要援護者を火災から守るため、住宅用火災警報器の設置を推進するとともに、防火団体の育成指導や危険物施設の適正な維持管理の指導など、一層の防火活動の強化に努めます。
- ⑦ 消防の広域化に向けた通信基盤整備や広域消防運営計画策定などに取り組みます。

主要事業

事業名	事業内容
地域防災計画策定事業	計画策定と実践防災計画の推進
防災通信システム整備事業	同報系・移動系防災行政無線等情報伝達手段の整備
孤立地区対策支援事業	衛星携帯電話の整備
自主防災組織育成事業	自主防災組織の育成と防災資機材の貸与
防災士育成事業	防災士養成講座の実施
市民総合防災訓練実施事業	市民参加型の防災訓練の実施
消防施設整備事業	消防庁舎・消防団蔵置所の整備及び改修
消防車両・消防装備整備事業	消防車両等の更新整備
救急業務高度化推進事業	救急救命士の養成、高規格救急自動車・高度救命処置用資機材の整備、メディカルコントロール体制の強化
消防水利整備事業	年次計画に基づき消防水利を整備
救助隊員の養成	高度な救助技術を持つ救助隊員の養成
救助資機材の整備	不足している救助資機材の整備
住宅用火災警報器設置推進事業	住宅火災による逃げ遅れ防止のため、住宅用火災警報器を設置
防災基盤整備事業	消防指令センター総合整備及び消防救急デジタル無線整備



第4節 地域情報化の推進

現況と課題

高度情報通信技術の進歩により、世界的規模で社会経済構造が急速に変化しており、社会・家庭において、高度情報通信環境が整備されつつあります。

わが国では、平成18年1月から『IT新改革戦略』を進めており、その中で、平成22年までに「ユビキタスネットワーク*社会」を実現し、少子高齢化問題や雇用問題、教育問題、地球環境問題など様々な問題の解決を図ることを目標としており、その実現のためには、ICT*の利活用が欠かせません。

当市では、住民票システムをはじめ各種行政業務についてシステム化を図り、市民サービスの向上や事務の効率化を推進するとともに、公共施設をネットワークで結び、行政情報化を推進してきました。また、各小中学校にパソコンを整備し、情報教育を進めるとともに、公民館など社会教育施設においてパソコン教室を開催し、市民対象の情報教育を推進してきました。

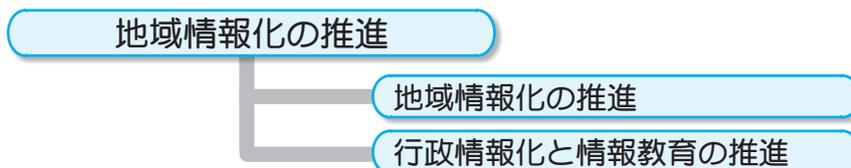
今後は、平成18年6月から運用が開始された電子申請システムについて、利用方法や利便性などを周知し利用促進を図るとともに、市民や企業との行政情報の共有化を推進するため、情報通信基盤と高度情報化に対応する行政システムを構築する必要があります。

また、ユビキタスネットワーク社会実現のため、産学官連携のもと、利用者の視点に立ったICT環境の整備と情報化教育を実施し、地域情報化を推進する必要があります。

ユビキタスネットワーク
Ubiquitous Network = あらゆるものがネットワークに接続され、いつでも、どこでも、誰でも、情報やサービスを利用できる情報通信ネットワーク環境のこと。

ICT
Information and Communication Technology = 情報通信技術のこと。

計画の体系



計画の内容

(1) 地域情報化の推進

- ① パソコン教室の開催など生涯学習を通じて、ユビキタスネットワーク社会に対応できる幅広い情報化教育を推進し、市民の情報リテラシーの向上に努めます。
- ② C A T V 網整備に対する支援を行い、地域間での情報格差を是正することにより、高度情報通信技術を活用できる基盤整備を推進します。

(2) 行政情報化と情報教育の推進

- ① 電子申請の利用促進やG I S の活用など、電子自治体を構築することにより行政サービスの向上に努めるとともに、情報の共有化を図ります。
- ② 学校教育においては、パソコン教室だけでなく、普通教室や特別教室でも授業に活用できるよう機器などを整備します。また、学校間の情報共有を図るとともに、ホームページを活用して学校外への情報発信を行います。
- ③ 教育・文化施設間のネットワーク化を進め、情報教育のための環境を整備するとともに、教育内容の充実を図ります。

主要事業

事業名	事業内容
行政情報化推進事業	電子行政サービスの充実とシステム及びネットワークの維持管理
地域情報通信基盤整備推進事業	C A T V 網の展開に対する支援
市民大学等開設事業	パソコン教室の開催
情報教育推進事業	学校での情報教育の充実

第4章

豊かな心を育む教育・文化を
実感できるまちづくり

第1節 学校教育の充実

第2節 人材教育・活用の充実

第3節 地域文化の継承・振興

第4節 歴史文化の保全・活用

第5節 生涯学習の充実

第6節 スポーツ・レクリエーションの振興

第7節 人権・同和教育の推進

第4章

豊かな心を育む教育・文化を実感できるまちづくり

第1節 学校教育の充実

現況と課題

学校教育は、成長期にある子どもたちが、社会の中で生きていくための基礎・基本を身につけ、自らの個性を見出し、自らにふさわしい生き方を選択し、生涯学んでいく基礎的な力を培っていく上で、重要な役割を担っています。

少子高齢化や情報化、国際化、価値観の多様化などが今後ますます拡大・加速することが予想される中で、家庭や地域社会の「教育力」そのものの低下が危惧され、一方で、いじめや不登校、青少年の非行などの問題も深刻化しています。

こうした中で、社会環境の変化に主体的に対応できる、個性的で創造的な人材を育成するため、一人ひとりの能力・適正に応じた教育を進めるとともに、豊かな人間性を育む教育の充実を図ることが必要となってきました。

また、これからの教育は、家庭・地域社会・学校を通じて、知識詰め込み型の教育に偏ることなく、自ら、課題を見つけ、学び、考え、行動する「生きる力」を育むとともに、個性に応じて多様な選択ができる教育が求められています。

幼稚園の状況 (平成 18 年 5 月 1 日現在)

(単位：園、学級、人)

		西条地区	東予地区	丹原地区	小松地区	合計
公立 幼稚園	幼稚園数	1	4	-	1	6
	学級数	3	13	-	3	19
	園児数	70	303	-	46	419
	教職員数	6	25	-	4	35
私立 幼稚園	幼稚園数	7	1	1	-	9
	学級数	30	3	6	-	39
	園児数	727	54	137	-	918

資料：学校基本調査

小学校・中学校の状況 (平成18年5月1日現在)

(単位：校、学級、人)

		西条地区	東予地区	丹原地区	小松地区	合計
小学校	学校数	10	9	5	2	26
	学級数	145	83	34	20	282
	児童数	3,717	1,823	679	533	6,752
	教職員数	227	143	59	34	463
中学校	学校数	4	3	2	1	10
	学級数	56	29	14	12	111
	生徒数	1,766	886	400	300	3,352
	教職員数	123	70	37	28	258

資料：学校基本調査

計画の体系

学校教育の充実

幼児教育の充実

義務教育の充実

特別支援教育や適応指導教室事業の充実

計画の内容

(1) 幼児教育の充実

- ① 人間形成の上で調和のとれた発達の基礎を培うため、幼児期からの「心の教育」の充実を教育活動の根底に据えるとともに、体験活動（遊び）を重視した教育を幼稚園教育の中心として実践し、「生きる力」の基礎を育むように努めます。
- ② 教育機能の向上、ゆとりある保育環境づくりをめざして、施設、設備、教育内容の充実を図ります。

(2) 義務教育の充実

- ① 家庭・地域社会・学校が連携して、すべての教育活動の根底に「心の教育」の充実を据え、子どもたちが自ら学び、主体的に行動し、よりよく問題を解決する力や、豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力などの「生きる力」を育むように努めます。
- ② 地域に開かれた「特色ある学校づくり」を支援する施策を展開するとともに、学習指導要領の趣旨を踏まえ、自然や人とのかかわりから学ぶ体験的な学習の普及に努めます。

- ③ 地域の一員としての自覚を涵養するため、平成18年度から取り組みを始めた『12歳教育』の一層の充実を図ります。
- ④ 安全な教育環境を確保するため、施設や設備の充実を図ります。

(3) 特別支援教育や適応指導教室事業の充実

- ① 障害児本人や保護者の悩みや不安を受け止め、共に解決していくため、就学・教育相談に努めるとともに、一人ひとりの発達に応じたきめ細やかな指導の充実に努めます。
- ② 通常学級との交流教育を通じて障害に対する正しい理解と認識を深める教育を推進するとともに、施設・設備の充実に努めます。
- ③ 「不登校児童・生徒」については、近年社会問題化している「ニート」や「引きこもり」につながっていく危険性もはらんでおり、対象児童生徒が将来社会に適応できる力を育むことができるよう、「適応指導教室」のさらなる充実を図ります。

主要事業

事業名	事業内容
総合学習推進事業	社会の変化に対応した教育の推進
心の教室開設事業	一人ひとりの悩みに応える教育相談の推進
「12歳教育」推進事業	小学6年生を対象とした、体験学習を通して社会性を育むための教育の推進
特別支援教育推進事業	特別支援教育の推進
適応指導教室事業	不登校児童・生徒に対する指導・助言
校舎等耐震化事業	昭和56年以前の校舎等の耐震補強整備



第2節 人材教育・活用の充実

現況と課題

大学などの高等教育機関は、高度で専門的な教育・研究機能を有しており、人材の育成や文化・産業の振興に大きな役割を果たしています。当市においては、平成18年2月に東海大学と「教育・研究交流協定」を締結し、文化・産業・健康・スポーツ・環境など、幅広い分野での連携活動を推進しています。

今後もさまざまな高等教育機関との連携強化により、地域内で高度で専門的な教育を受ける機会の拡充を図り、幅広い視野と総合的な判断力を備えた、将来の地域を担う人材の教育に努める必要があります。

一方、社会に参画する機会が少ないシルバー層や女性、ハンディキャップのある人などについても、その能力を活かし、地域社会で活躍できるような環境の整備を進める必要があります。

計画の体系

人材教育・活用の充実

高等教育の充実

人材の活用

計画の内容

(1) 高等教育の充実

- ① 東海大学との「教育・研究交流協定」締結を契機として、スポーツ、健康、産業など様々な分野において、高いレベルの教育・指導を受けられるよう、機会の拡充を図ります。
- ② 地域内で高度で専門的な教育を受けられるよう、高等教育機関や専門教育機関の誘致を検討します。

(2) 人材の活用

- ① 生涯学習推進講師や生涯学習ボランティアのデータベース化に努め、人材の個性や能力を発揮できるような環境づくりを推進します。

第3節 地域文化の継承・振興

現況と課題

今日の経済や情報技術の進歩は、グローバル化という世界規格化により、現代社会に激しい生活の変化をもたらし、効率性を重視する風潮の中で、地域社会においては、日本人の文化的独自性が失われつつあります。当市においても例外でなく、地域の伝統文化の確実な継承という面で問題が生じつつあります。

このような状況の中、地域文化の継承・振興は、市民の身近な文化芸術活動への創造・参加による生涯学習社会を形成していくだけでなく、次世代教育・福祉・経済など様々な面で活力のある地域社会を形成していく上での重要な課題であると言えます。

また、合併により、多様な地域伝統文化を包含することとなった当市においては、それぞれの地域の特徴を尊重しながら、一体感を感じさせる新たな地域文化を形成していくことも重要な課題となっています。



計画の体系

地域文化の継承・振興

文化関連団体の支援・育成

文化芸術活動・地域伝統文化の後継指導者・継承者の育成と拠点づくり

民俗芸能や伝統行事等の保護・活用・継承

文化交流の促進と新たな地域文化の形成

計画の内容

(1) 文化関連団体の支援・育成

- ① 文化協会の活動を支援することにより、協会の機能充実を図り、文化芸術活動への参加、創造の機会を拡充します。

(2) 文化芸術活動・地域伝統文化の後継指導者・継承者の育成と拠点づくり

- ① 文化協会等の組織機能を充実し、高齢化した指導者の後継者の確保に努めます。
- ② 活動の拠点となる施設の整備を検討します。

(3) 民俗芸能や伝統行事等の保護・活用・継承

- ① 地域特有の民俗芸能や伝統行事等の保存活動をしている団体の存続充実を図り、市民に広く披露し、伝承講座、学習会を開催し保護・活用に努めます。

(4) 文化交流の促進と新たな地域文化の形成

- ① 文化協会や各種団体の交流を進めるとともに、市民がそれぞれの地域の民俗芸能や伝統行事に触れる機会を積極的に提供することで、文化交流を促進し、一体感のある新たな地域文化の形成を目指します。

主要事業

事業名	事業内容
地域文化祭開催事業	協会会員の作品美術展示・芸能発表会の開催による、会員の増加、芸術文化のすそ野の拡大
文化振興リーダー養成講座	地域文化の後継指導者・継承者の育成文化芸術ボランティアの育成
伝統芸能祭開催事業	民俗芸能発表会を通じた会員の育成
伝統行事等目録書作成事業	各地域に存在する生活文化に根ざした伝統行事等の目録書の作成

第4節 歴史文化の保全・活用

現況と課題

先人の残した貴重な文化財を後世に伝えていくことは、われわれに課せられた大切な使命であり、地域を育み発展させていく上で欠かせないことです。これまでも様々な取り組みが行われてきましたが、近年は、ただ保存するという考え方を越えて、活用するという考え方へと移行してきています。

活用するに当たっては、これまで以上に文化財に対する認識を深め、保存活動を進めて行く必要がありますが、当市にある貴重な文化財の全てが知られているとは言えない状況です。

個性的な風土や文化を生かしたまちづくりを行い、市民共有の財産としての文化財を確実に次世代に継承していくためには、市内の文化財の実態を把握、整理することによって、適切な保護・活用にあたり、さらに市民が郷土の先人たちの優れた業績や、歴史・文化に触れる機会を充実させていくことが重要な課題となっています。

計画の体系



計画の内容

(1) 文化財の調査

- ① 市内のあらゆる文化財の実態を調査し、その把握に努めます。
- ② 国指定史跡『永納山城跡』については、引き続いて発掘調査を行い、地域の誇れる文化財として全国に情報発信します。

(2) 郷土の先人の顕彰

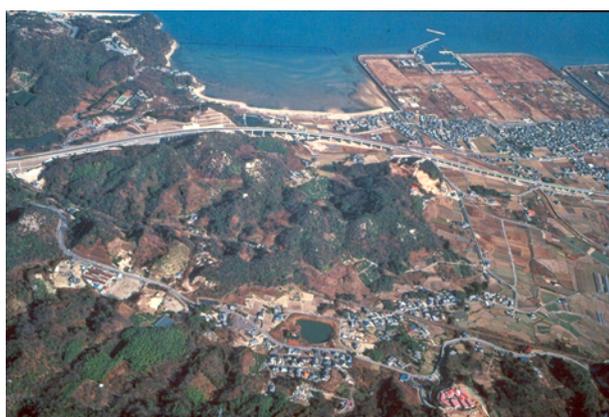
- ① 郷土が生んだ先人を顕彰するため、その業績を称える企画展等を開催し、郷土の文化、歴史に対する認識向上を図ります。

(3) 整備・保存と周知・啓発活動

- ① 文化財の資料整備や保存に努めるとともに、文化財巡回コースの策定、資料館、周辺施設の整備を行い、文化財に触れることのできる機会の創出を図ります。
- ② 冊子等の発行や各種講座の開催による文化財の周知や保護意識の啓発に努めます。

主要事業

事業名	事業内容
遺跡発掘調査事業	永納山城跡をはじめとする市内遺跡の調査
各種展示公開事業	企画展、作品展などを通し郷土の先人の業績を周知するための体制づくり
文化財保護事業	維持管理補助金の交付、天然記念物の管理委託、文化財冊子の発行など、文化財の保存・周知のための体制強化



第5節 生涯学習の充実

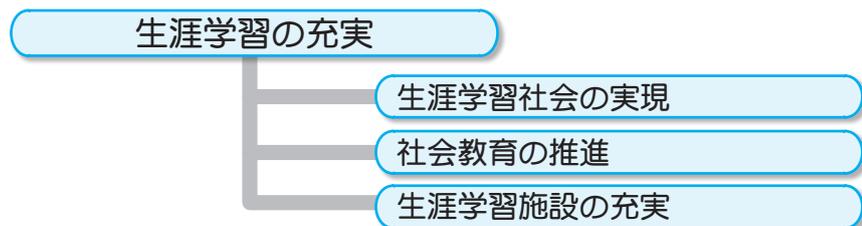
現況と課題

今日のように、社会情勢がめまぐるしく変化し、人々の価値観が多様化している時代の中では、より充実した人生を送るために、生涯を通じて学び、生きがいや心の豊かさを求めようとする意識が高まっています。こうした市民一人ひとりのライフステージにおける学習活動への支援や、生涯学習を通じて得た知識や能力を、様々な形で地域づくりに生かせる生涯学習社会の実現に向けた取り組みが必要となっています。

また、少子化や核家族化、都市化の進展などを背景に、家庭や地域の教育力の低下が問題となっています。今後、21世紀を担うたくましい子どもたちを育てるため、家庭教育を総合的に支援するとともに、家庭、学校、地域社会がより強固な協力体制を確立し、青少年育成活動を展開するなど、子どもたちの健全育成を地域全体の課題として支援する環境整備が求められています。

これらの取り組みの一環として、生涯学習の拠点となる公民館等の施設整備の充実と、関係施設間のネットワーク化を図っていく必要があります。

計画の体系



計画の内容

(1) 生涯学習社会の実現

- ① だれもが、いつでもどこでも自由に学習機会を選択し学ぶことができる社会環境づくりを進め、その学習の成果が適切に評価される「しくみづくり」、学習で得られた知識や能力を社会に還元できる「しくみづくり」に取り組むとともに、それらの学習活動を積極的に支援することで、地

域全体の教育力の向上に努め、地域社会における「人づくり」を進めます。

(2) 社会教育の推進

- ① 市民の生涯学習へのニーズを的確に把握し、ニーズにあった講座・教室の開設や、インターネット等による総合的な学習情報の発信、学習相談ができる体制の整備等、学習活動の拡充を図ります。
- ② 生涯学習推進講師等の人材の発掘や活用、生涯学習ボランティア・自主学習グループの育成や支援を通じて、民間の活力を活かせる体制の整備に努めます。中でも、郷土の歴史・文化、伝統の学習や人材育成の機会を積極的に創出し、市民の郷土に対する理解を深めます。
- ③ 学校教育と社会教育の交流を促進し、学校行事と地域行事の共同開催や公民館講座の学校授業としての活用など、学社連携・融合に努めます。
- ④ 婦人会、PTA、愛護班、ボーイスカウト、文化協会等の育成強化や活動支援に努めます。
- ⑤ 近年、機能低下が指摘されている家庭教育について、その重要性の啓発に努め、家庭教育に関する学習機会の提供や相談体制の充実を図ります。
- ⑥ 家庭の教育力を高め、健全な家庭づくりにむけて、“親子ふれあい交流体験事業”等を支援するとともに、学校においても、参観日を活用した子育て学習講座を実施するなど、その効果を高める取り組みを行います。
- ⑦ 子どもたち自身の「生きる力」を育み、家庭や地域社会における教育力の向上を図るため、地域社会や家庭、学校、青少年育成センター、青少年健全育成協議会等との連携の下、地域住民総ぐるみの非行防止活動や社会環境浄化活動を展開し、「地域の子どもは地域で育てる」をキーワードとした、全市的な青少年健全育成活動を推進します。
- ⑧ 青少年の社会参加活動を促進し、社会での役割や責任を自覚させるため、青少年団体の育成や指導者の確保に努めます。

(3) 生涯学習施設の充実

- ① 生涯学習の拠点である公民館や図書館の設備、機能の充実を図り、市民に対する学習情報の提供や文化振興に努めます。
- ② 生涯学習拠点施設や県生涯学習センター間のネットワーク化を図り、市民の学習機会・活動の拡充に努めます。

主要事業

事業名	事業内容
21世紀を担う子育て事業	家庭教育に関する講演・講座への講師派遣、通学合宿、親子ふれあい交流体験事業
社会教育関係団体活動事業	社会教育関係団体の活動支援
市民大学等開設事業	市民大学等各種講座の開設
公民館活動事業	公民館における各種講座・教室の開催



第6節 スポーツ・レクリエーションの振興

現況と課題

スポーツ・レクリエーションは、市民の心身の健全な発達や健康増進を促すとともに、明るく活力に満ちた地域づくりにも寄与できる、重要な役割を持つものです。

市民の誰もが生涯を通じて、それぞれのライフステージに応じたスポーツ・レクリエーションを楽しむことができるよう、活動の機会を積極的に提供することが求められています。当市では、野球場、陸上競技場、総合体育館等をはじめ、各種競技に対応できる施設を整備し、市民総合体育大会をはじめとする各種のスポーツ大会を開催したり、その開催を支援したりしてきました。また、オリンピック選手やプロ選手等を講師に招き、次代を担う若年層の競技力の向上や指導者の養成を目的としたスポーツ教室を開催してきました。さらに、レクリエーションスポーツについては、小中学校の体育施設を無料開放し、気軽に楽しめる場の確保にも努めてきました。

今後は、多様化したスポーツ需要に応じ、屋外スポーツにも対応できる屋内運動場や既存施設の多用途対応化、高機能化を図り、市民一人ひとりが生涯にわたってスポーツに親しむことができる環境を整備する必要があります。

さらに、平成29年には、愛媛県で国民体育大会が開催されることが内定しています。全国から多くの国体参加者を迎えるにあたり、当市の魅力を全国に発信する絶好の機会と捉え、競技種目の誘致に積極的に取り組んでいます。今後、施設・組織両面での市民を巻き込んだ受入れ体制の整備とあわせて、多くの市民が選手として出場できるよう、アスリートの育成に努める必要もあります。

計画の体系

スポーツ・レクリエーションの振興

スポーツ・レクリエーション活動の支援と施設整備

合宿都市構想の推進

国体開催に向けて

計画の内容

(1) スポーツ・レクリエーション活動の支援と施設整備

- ① 市民総合体育大会、レクリエーション大会、ウォーキング大会、駅伝・マラソン大会等、多様なスポーツイベントを開催し、参加機会の増大を図ります。また、地域で開催する運動会・スポーツ大会等についても、その開催を支援します。
- ② 生涯にわたって、誰もがそのニーズに応じてスポーツに親しむことができる「総合型地域スポーツクラブ」の育成を支援するとともに、小中学校の体育施設を無料で開放し、市民が気軽にスポーツを楽しめる環境の整備を進めます。
- ③ トップアスリートの講師による、ジュニア及び指導者を対象としたスポーツ教室や、愛媛県を本拠地とするプロチームの『愛媛FC』『愛媛マンダリンパイレーツ』によるサッカー・野球教室を開催し、競技力の向上に努めるとともに、四国アイランドリーグ公式戦や社会人野球等のキャンプを誘致し、レベルの高い競技にふれる機会を拡大します。
- ④ スポーツ少年団の市内大会の開催や市外スポーツ少年団との交流大会の実施を支援します。
- ⑤ 高地（低圧・低酸素環境）トレーニングの適地と評価されている、石鎚山系の瓶ヶ森林道（標高1,500m前後）などを活用したトレーニング事業の実施を支援します。
- ⑥ 天候に関係なく屋外スポーツに対応できる屋内体育施設の整備に努めます。また、既存スポーツ施設及びトレーニング機器等をリニューアルし高機能化を図ります。

(2) 合宿都市構想の推進

- ① 自然環境や体育施設など地域資源を活用して、トップアスリートが合宿するまちづくりを推進し、市民の競技力向

上と健康増進、交流人口増による産業振興などを目指す『合宿都市構想』の実現のため、調査研究に取り組みます。

(3) 国体開催に向けて

- ① 『2017年えひめ国体を成功させよう!』をスローガンに、多くの種目を当市で開催できるよう、誘致活動を展開するとともに、種目内定状況に対応しながら国体準備室を設置するなど組織の強化に努めます。
- ② 国体競技用施設について、既存施設の再整備を含めて、必要な施設の整備を推進します。

主要事業

事業名	事業内容
スポーツ大会等の開催事業	多様なスポーツイベントを開催
地域スポーツ大会補助金交付事業	運動会、スポーツ大会の開催に対し補助金を交付
高地トレーニング事業	高地トレーニングによる競技力の向上
次世代育成支援スポーツ事業	次代を担う若年層対象のスポーツ教室
学校体育施設開放事業	小中学校の体育館、グラウンド等の無料開放
東予運動公園整備事業	屋内体育施設の建設



第7節 人権・同和教育の推進

現況と課題

合併以前から、それぞれ小地域懇談会や差別をなくする市民の集いなどの各種人権・同和教育事業を実施してきており、市民の人権意識は年々高まってきてはいるものの、人権に関する市民意識調査においては、今も同和問題が残されていると回答した人が約60%にのぼり、問題の根本的な解決には至っていない状況です。

また、生活習慣の多様化や国際化の進展、急激な情報化社会の発展等が、新たな人権課題を生み出し、それぞれが複雑・多様化してきています。これらについても、一日も早い解決が望まれています。

民主主義社会の基本原則の一つである基本的人権を保障し、一人ひとりが安心して豊かな生活を送ることができるよう、市民の差別意識を解消し、人権文化の根づいた温かいまちづくりを進めていかなければなりません。

そのために、学習機会の拡充を図るとともに、関係機関との連携強化や推進体制の充実など、人権尊重に関する諸施策を積極的に推進していく必要があります。

計画の体系

人権・同和教育の推進

学習機会の拡充

研究大会の開催

啓発活動の推進

推進体制の充実

計画の内容

(1) 学習機会の拡充

- ① 指導者の育成のために、人権・同和教育リーダー養成講座を開催するとともに、人権・同和教育講座や差別をなくする市民の集いなどの各種事業を充実します。

(2) 研究大会の開催

- ① 人権・同和教育研究大会を開催し、効果的な人権・同和教育のあり方を研究します。

(3) 啓発活動の推進

- ① 「人権を考える日」(毎月10日)におけるチラシ配布や、広報紙への啓発記事の掲載により、人権尊重意識の高揚に努めます。

(4) 推進体制の充実

- ① 西条市人権教育協議会との連携をさらに深め、地域と一体となった人権・同和教育を推進します。

主要事業

事業名	事業内容
差別をなくする市民の集い	講演会、人権作品の展示等
人権・同和教育講座	講演会等
人権・同和教育リーダー養成講座	指導者の育成
カウンセラー養成講座	相談員の養成
西条市人権・同和教育研究大会	研究大会



第5章

産業の活力を 実感できるまちづくり

第1節 農業の振興

第2節 林業の振興

第3節 水産業の振興

第4節 工業の振興

第5節 商業の振興

第6節 情報活用による産業支援

第7節 新規産業の創出

第8節 集客産業の振興

第9節 人材育成

第1節 農業の振興

現況と課題

当市の農業は、瀬戸内特有の温暖な気候と石鎚山系や高縄山系を源流とする豊富な水資源に恵まれ、米作を主体に麦作、野菜、果樹、花き、畜産などの複合経営が行われ、県下有数の農業地帯となっています。

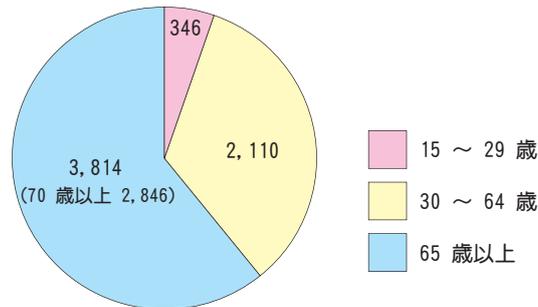
しかしながら、農業従事者の高齢化などによる地域農業の担い手不足が進行する中で、輸入農産物の増加や消費需要の低迷などにより、農業を取り巻く環境は極めて厳しい状態にあります。

今後は、地域ごとに特色ある農用地の有効利用を推進し、担い手を核とした経営規模の拡大や多様な担い手の育成及び耕作放棄地の防止を図り、さらに農業生産基盤の整備、農地の流動化を進め、安定的な経営体の育成に取り組む必要があります。

また、消費者が求める安全で良質な農産物を安定的に供給する仕組みづくりや地場農産物の付加価値化を目指した、農業と食品加工業や流通・観光業などの他産業との連携強化による取り組みが求められています。

平成 17 年農業就業人口（販売農家）

（単位：人）



専業別農家数の推移（販売農家）

（単位：人）



資料：2005年農林業センサス

経営耕地面積

(単位：ha)

地区	田	畑	樹園地	計
西条地区	1,471	43	76	1,590
東予地区	1,518	54	58	1,630
丹原地区	731	54	331	1,116
小松地区	339	13	90	442
合計	4,059	164	555	4,778

資料：2005年農林業センサス

計画の体系

農業の振興

農業経営安定化の支援

農業基盤の整備

農産品の高付加価値化と販路拡大

農業と観光との連携

計画の内容

(1) 農業経営安定化の支援

- ① 水田農業の担い手育成を図るとともに、農業者・農業者団体が主体となった米の需給調整のしくみを確立し、需給の動向に対応した良質米の生産を進めます。さらに、水田の高度利用による米以外の作物の産地づくりを促進します。
- ② 地域農業を担う経営感覚に優れた認定農業者を育成・確保し、農地の利用権設定や作業の受委託を促進しながら、認定農業者への農地の利用集積を推進するとともに、各種制度による支援を積極的に行います。
- ③ 意欲のある担い手農家を中心にした集落営農集団の組織化や、既存団体の強化を促します。また、農業協同組合や土地改良区、生産者組織などの農業団体相互の連携を強化し、需要動向に対応できる農業生産体制を促進します。
- ④ 認定農業者をはじめ、女性農業者、高齢農業者、休日農業者、新規就農者など多様な農業者を地域農業の担い手として育成するため、実態に応じた各種情報の提供や技術指

導などの支援を行います。また、多様な人材が参画できる集落営農を推進し、生産組織の法人化や経営指導などの支援に努めます。

- ⑤ 女性がその能力を十分に発揮できるように、その役割を明確にした農業経営を促進します。また、高齢者が長年の経験によって培われた貴重な知識や経験を農業生産や地域活動などの場で十分発揮できる環境整備に努めます。
- ⑥ 地域農業が抱える課題を解決し、地域農業の活性化を図るため、市、農協など農業関係団体で構成する地域農業マネージメントセンター（農業公社）の設立を検討します。
- ⑦ 高齢化が著しく進行し、農業生産条件が不利な中山間地域において、耕作放棄地の発生防止と国土の保全、水源のかん養、良好な農村景観を保全するため、直接支払い制度を推進し、中山間地域農業の確立を目指します。

（2）農業基盤の整備

- ① 農用地の効率的、総合的な利用と農作業の省力化を図るため、ほ場整備を推進し、優良農地の確保を図ります。また、農業機械の大型化に対応するため、農道網を整備します。
- ② 農業用水の確保と水利用の合理化を図るため、用排水路の整備を推進します。
- ③ 湛水被害を防除するため、排水機場を整備し、効率的な排水をすることにより、恒久的な湛水防除対策を図ります。
- ④ 貴重な水資源であるため池のうち、老朽化したものについては、計画的な改善整備を行い、農業用水の安定的な水源の確保に努めます。
- ⑤ 農地や農業用水等の資源は、食料の安定供給機能だけでなく、水・環境保全機能も併せ持つ貴重な地域社会共通の財産であるため、その適切な保全管理を進めるとともに、過疎化・高齢化等の進行に伴う集落機能の低下を防止するため、農業者だけでなく地域住民などの参画を得た、地域共同による農地・水・環境保全向上対策に取り組みます。

（3）農産品の高付加価値化と販路拡大

- ① 優良品種の導入や高品質・安定生産の促進により、農畜産物の価格安定を図り、地域農産物のブランド化を推進します。
- ② 消費者の多様な需要に対応した農作物の生産を推進し、郷土色豊かで競争力のある特産品の開発や加工による高付

加価値化に取り組み、新たな需要の創出に努めます。

- ③ 輸入農産物の急増と激化する産地間競争に対応するため、食品製造業や観光・物産関係者との連携を深め、農産品の付加価値を高めるとともに、情報ネットワークを活用し、販路の拡大を積極的に促進します。
- ④ 消費者の食に対する安全・安心志向と地域農業の活性化のため、生産者と消費者の顔の見える関係を築くとともに、農産物直売所や食品加工などに取り組むグループの育成と連携の強化、学校での体験農業や食育、地元農産物を取り入れた学校給食、環境にやさしい資源循環型農業などを進め、積極的に地産地消を推進します。

(4) 農業と観光との連携

- ① 高速交通網などを利用した広域観光ルートの中で、当市の特性を最大限に生かした魅力ある観光農業を促進します。
- ② 市内の観光資源と果樹園地帯の観光農園や直販施設などを有機的に結びつけ、観光ネットワークの形成を進めます。また、やすらぎや豊かな自然を求める都市住民のニーズに応えるグリーンツーリズムを推進するとともに、愛の山周辺の整備についても検討します。
- ③ 自然志向や農業体験への関心が高まる中、新鮮で手作りの農作物を確保したいという市民の需要に応じ、市民農園や体験農園の整備を支援します。

主要事業

事業名	事業内容
水田転作事業	生産調整の円滑な実施と地域水田農業ビジョンの達成を目的として農家の取り組みを支援。
中山間地域等直接支払事業	中山間地域等の生産条件不利地域における多面的機能の維持を図るため、直接支払を実施。
制度資金利子補給事業	農業経営の近代化等の設備投資にかかる農家負担の軽減を目的として利子補給を実施。
ほ場整備事業	ほ場整備を行うことにより、農業経営の近代化、安定化を推進。
湛水防除事業	湛水被害を未然に防止。
ため池等整備事業	老朽化し危険なため池を改修し、堤体の安全とかんがい用水を確保。
農地・水・環境保全向上対策事業	地域ぐるみの農地や水を守る効果の高い共同活動と環境保全に向けた営農活動を支援。

第2節 林業の振興

現況と課題

当市の南部及び西部地域は、豊かな森林地帯を形成しており、その面積は35,430ha、市域の約70%を占めています。民有林面積27,754haのうち、19,647haが人工林（人工林率約71%）で、その多くが戦後に植栽されたスギ・ヒノキで、成熟期を迎えつつあります。

しかしながら、近年は木材需要の低迷や担い手の減少などにより、林業を取り巻く環境は極めて厳しい状況にあり、経営意欲の減退、放置林の増加などにもつながっており、森林の荒廃が懸念されています。

森林は水源のかん養、自然環境の保全など公益的機能を持つ貴重な資源であり、その管理、保全、整備が適正に行われる必要があります。

今後、林道整備をはじめとした生産基盤の近代化や、地域林業の中核的担い手として大きな役割を果たしている森林組合の経営基盤強化と健全育成に努め、健全な森林の整備を進めて行く必要があります。

保有形態別森林面積

(単位：ha)

	総数	立木地			竹林	無立木地
		人工林	天然林	計		
国有林	7,665	3,188	4,097	7,285	-	380
県有林	1,262	948	264	1,212	-	50
市有林	2,000	1,337	627	1,964	3	33
財産区有林	1,571	1,043	508	1,551	-	20
私有林	22,921	16,320	5,929	22,249	201	471
総数	35,419	22,836	11,425	34,261	205	953

資料：東予地域森林計画

計画の体系



計画の内容

(1) 林業経営基盤の充実

- ① 経営の合理化を進め、収益性のある優良材生産を促進するため、適切な下刈り、除間伐などの保育事業を推進し、健全で活力ある森林を造成すると共に、森林事業の団地化、共同化を進め、経営の安定を図ります。

(2) 造林・育林など事業活動支援

- ① 林業の中核的担い手である森林組合の組織、機能の強化に努めるとともに、林業従事者を安定的に確保するため、労働環境、労働条件の改善などを支援します。

(3) 生産基盤の整備

- ① 林業の生産性の向上と生産コストの低減を図るため、林道路網整備を推進するとともに、高性能林業機械の導入を促進し、林業経営基盤の強化に努めます。

(4) 木製都市構想の推進

- ① 木材の地産地消のしくみづくりと自然災害に強いまちづくりをめざす『木製都市構想』を確立します。

主要事業

事業名	事業内容
集落防災緊急森林整備事業	土砂流出防備機能の高い森林を整備
造林事業	総合的な森林整備を行う森林組合に助成
森林整備担い手確保育成対策事業	就労環境整備・改善や担い手育成等へ助成
森林整備地域活動支援事業	施業団地計画実施の準備支援措置へ交付
新生産システム推進対策事業	採算性改善の高性能機械等の導入を支援

第3節 水産業の振興

現況と課題

当市の水産業は、燧灘海域を主な漁場とした漁船漁業と、広い干潟を利用した海苔養殖業が主体となっています。

近年、水産業を取り巻く環境は、水産資源の減少、漁業従事者の高齢化、後継者不足など厳しい状況にあります。また、魚価の低迷に加え、漁港施設、水産加工施設の未整備などの問題も有しています。

今後、生産性向上と水産業所得増加のため、水産業基盤整備や経営支援、観光と連携など、総合的な水産業振興策が必要となっています。

漁業種類別漁獲量・漁獲高の推移

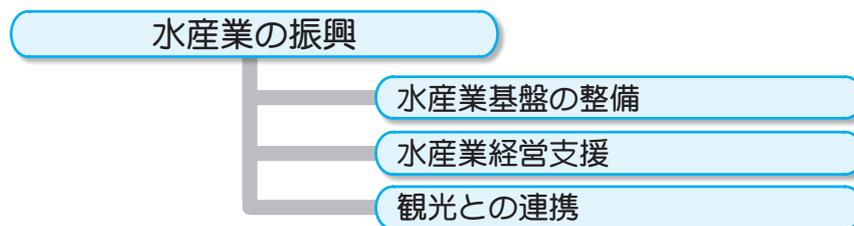
(単位：t、百万円)

年度		平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
漁船漁業	漁獲量	1,844	1,833	2,167	1,726	1,569
	漁獲高	1,494	1,535	1,394	1,142	1,143
養殖漁業	漁獲量	7,305	6,839	4,562	4,034	5,064
	漁獲高	1,812	1,297	767	762	883
合計	漁獲量	9,149	8,672	6,728	5,760	6,633
	漁獲高	3,306	2,832	2,161	1,904	2,026

漁業種類別経営体の推移

年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
漁船漁業	195	202	210	200	186
養殖漁業	116	105	99	97	81
合計	311	307	309	297	267

計画の体系



計画の内容

(1) 水産業基盤の整備

- ① 漁港施設の老朽化、漁船の近代化による操業の安全性の向上や効率化に対応するため、河原津漁港と壬生川・西条地区小型船だまり施設の早期完成に努めます。
- ② 漁場の生産性を高めるため、築いその造成など、漁場整備に努めます。

(2) 水産業経営支援

- ① 漁業経営の安定を図るため、共同利用施設の整備や、漁船・漁具等の近代化を促進するとともに、漁業後継者の育成、加工・販売活動の支援、魚食普及活動の推進等に努めます。
- ② 水産資源の増大を図るため、内水面も含めた魚介類の種苗放流を推進します。
- ③ 安定した海苔養殖の確立を図るため、養殖技術の普及拡大に努めます。
- ④ 漁業経営の推進母体となる漁業協同組合の経営安定を図るため、漁協合併を推進します。

(3) 観光との連携

- ① 漁業と観光を結びつけた立て干し網等の観光漁業を推進します。

主要事業

事業名	事業内容
河原津漁港整備事業	防波堤、物揚場等の整備
壬生川・西条地区小型船だまり整備事業	防波堤、護岸、物揚場、漁業施設等の整備
築いそ設置事業	投石による漁場造成
種苗放流事業	ヒラメ、クルマエビ、ガザミ、アサリ等の種苗を放流



第4節 工業の振興

現況と課題

当市の工業は、臨海部を中心に立地する非鉄、電気、電子部品、鉄鋼、機械、飲料、金属、輸送用機械等を中心に発展してきており、四国地方において突出した製造品出荷額を誇っています。

しかしながら、経済のグローバル化、ボーダレス化による国際的な競争の激化や産業構造の変化に伴い、生産施設の海外移転による産業の空洞化や国内生産拠点の集約・再編等、製造業を取り巻く環境は非常に厳しい状況にあります。

当市では、都市の自立と自活をめざして、企業立地促進条例に基づき、企業立地の促進や既存企業の振興を通じて、産業の振興、雇用機会の拡大を促進し、地域経済の発展と市民生活の向上に努めています。

今後、西ひうち（2号地）、東ひうち（1号地）及び東予インダストリアルパーク等臨海部においては、豊富な水資源、高速交通網の整備など優れた立地条件を活かして、さらなる工業の集積を図る必要があります。

また、内陸部においては、繊維、製紙、鉄工、加工組立等の中小企業が市内各地に散在しています。自然環境や周辺地域との調和を図りながら計画的な工業用地の確保を図り、優良企業の立地を促進するとともに、住工混在の解消に努める必要があります。

市内事業所の大多数を占める中小企業については、人材の育成・確保、経営基盤の強化等を通じて、地域経済の中核として育成・強化する必要があります。

さらに、江戸時代からの伝統を誇り、全国シェアの80%以上を占める手すき和紙（檀紙）や、名水を活かした酒造等、地場・伝統産業の一層の振興を図る必要もあります。

工業の状況

(単位：箇所、%、人、万円)

産業分類別	事業所数		従業者数		製造品 出荷額等	
		構成比		構成比		構成比
食料	34	11.6	668	6.3	698,490	1.1
飲料・たばこ	6	2.1	200	1.9	6,815,200	10.5
繊維	16	5.5	265	2.5	359,569	0.6
衣服	31	10.6	445	4.2	476,197	0.7
木材	9	3.1	156	1.5	699,143	1.1
家具	6	2.1	35	0.3	29,376	0.0
パルプ	14	4.8	501	4.8	593,216	0.9
印刷	7	2.4	70	0.7	62,528	0.1
化学	4	1.4	44	0.4	82,224	0.1
石油・石炭	3	1.0	19	0.2	114,794	0.2
プラスチック	15	5.1	1,012	9.6	2,899,032	4.4
窯業	22	7.5	270	2.6	538,048	0.8
鉄鋼	11	3.8	500	4.7	6,464,123	9.9
非鉄金属	3	1.0	364	3.5	x	-
金属	30	10.3	1,084	10.3	3,877,178	5.9
一般機械	52	17.8	1,568	14.9	5,407,892	8.3
電気機械	13	4.5	1,678	15.9	9,255,967	14.2
情報通信機械	1	0.3	4	0.0	x	-
電子部品	4	1.4	1,327	12.6	10,603,944	16.3
輸送機械	7	2.4	207	2.0	2,630,677	4.0
その他	4	1.4	126	1.2	322,513	0.5
総数	292	100.0	10,543	100.0	65,189,293	100.0

資料：平成16年工業統計調査

工場適地の現況

(単位：㎡、%)

区 分	適地面積	立地決定等用地	
		面積	構成比
東ひうち	1,471,993	1,323,742	89.9
西ひうち	1,616,343	1,594,698	98.7
船 屋	231,430	132,432	57.2
樋之口	370,452	145,740	39.3
港新地	1,530,221	712,489	46.6
向 田	248,318	181,480	73.1
新 宮	97,264	46,852	48.2
今在家	436,727	372,692	85.3
北 条	229,896	94,497	41.1
東予インダストリアルパーク	1,638,710	1,336,431	81.6
高 木	270,000	171,257	63.4
合 計	8,141,354	6,112,310	75.1

資料：平成16年度工場適地調査



計画の体系



計画の内容

(1) 企業誘致・産業集積の推進

- ① 企業とのネットワークを構築し、工場の新設などの投資情報や今後成長が見込まれる産業分野に関連する企業ニーズの把握に努め、企業立地促進条例を活かしながら、戦略的に国内外からの企業誘致を推進します。
- ② 臨海部の工業用地については、先端技術産業、高度技術産業の立地を推進します。
- ③ 内陸部の工場適地については、その特性を活かしつつ、企業立地の動向と市民生活との調和を図りながら、企業立地を推進します。

(2) 中小企業の振興

- ① 産業情報支援センターの機能の充実に努め、産・学・官の連携強化を図り、中小企業の多角化を支援します。
- ② 商工会議所、商工会等との連携を図り、中小企業の経営診断・指導事業や融資制度の充実に努めます。

(3) 地場・伝統産業の振興

- ① 地場・伝統産業を支える技術や技能の継承をはじめ、消費者ニーズの多様化に対応した新商品の開発、ブランド化による全国への情報発信、地域内外での新しい市場の開拓など、地場・伝統産業の振興に積極的に取り組みます。

主要事業

事業名	事業内容
企業立地促進事業	企業立地促進条例に基づく企業立地の促進
中小企業振興事業	中小企業の経営の安定と育成振興
地場・伝統産業振興事業	地場・伝統産業の情報発信と販路拡大

第5節 商業の振興

現況と課題

近年、ライフスタイルの多様化や自動車社会の進展、流通構造の変化などにより、郊外に大型ショッピングセンターや娯楽施設が進出し、中心市街地での空洞化が進むという、いわゆるスプロール現象が全国的に大きな問題となっています。

当市においても、県道壬生川新居浜野田線沿いや東予・丹原インターチェンジ周辺に大型店舗が相次いで進出し、零細な小売店の集合体である商店街にとっては、非常に厳しい状況が続いています。

また、当市は、新居浜、今治という大きな商圈の中間にあることから、それらの商圈との競争にもさらされており、小売業における平成16年の地元購買率は80.5%と低く、周辺地域に購買力が吸収されているのが現状です。

今後は、各地域に形成された商店街を核として、活気あふれるまちづくりを進めていくことが必要であり、少子高齢社会を見据えた上で、人にやさしく、人をひきつける、魅力ある商業機能を構築するとともに、自然に人々が集えるコミュニティ機能を付加し、にぎわいづくりを進めていくことが求められています。

商業の状況

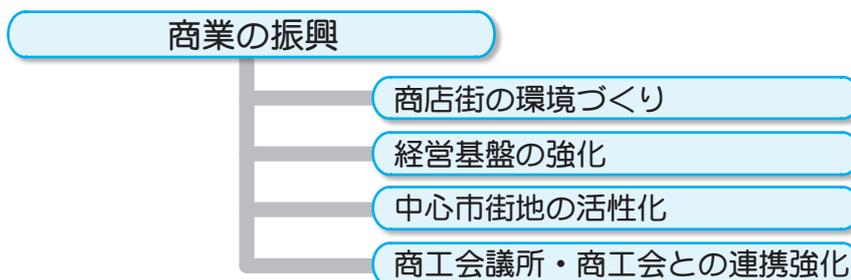
(単位：箇所、人、万円、㎡、%)

区分	事業所数			従業者数		
	卸売業	小売業	合計	卸売業	小売業	合計
西条市	248	1,278	1,526	1,731	6,098	7,829
愛媛県	4,601	17,427	22,028	37,422	91,220	128,642
県に占める割合	5.4	7.3	6.9	4.6	6.7	6.1

年間商品販売額			売場面積 (小売業のみ)
卸売業	小売業	合計	
7,723,683	8,886,619	16,610,302	151,504
237,239,513	143,113,677	380,353,190	1,932,964
3.3	6.2	4.4	7.8

資料：平成16年商業統計調査

計画の体系



計画の内容

(1) 商店街の環境づくり

- ① 子どもからお年寄りまで、幅広い世代が利用しやすく、また、安心して買い物ができる商店街の環境づくりを支援します。

(2) 経営基盤の強化

- ① 中小企業振興資金融資制度など、信用保証協会と連携した公的融資制度の普及促進を図るとともに、信用保証料の助成など支援制度の拡充に努めます。

(3) 中心市街地の活性化

- ① 商業機能とあわせて、市民生活における様々な機能が求められる中心市街地については、周辺の住宅、公共施設などと連携し、多様な都市機能を十分に発揮できるよう活性化を図ります。
- ② 郊外大型店舗とは異なり、徒歩圏内で買い物ができるという、中心市街地商店街が持つ特性を活かした、高齢者など交通弱者に優しい、コンパクトシティの発想に基づく中心市街地の形成に努めます。

(4) 商工会議所・商工会との連携強化

- ① 商工会議所・商工会と商店街、市が連携を図り、商業経営の近代化などに取り組み、地域特性を活かした商業の活性化を推進します。

主要事業

事業名	事業内容
商店街活性化事業	市街地の顔である商店街の活性化を推進
中小企業振興資金融資事業	資金融資等により経営の安定化を促進
商工関係団体等助成事業	商工会議所、商工会等の運営基盤強化

第6節 情報活用による産業支援

現況と課題

新規産業の創出や既存産業の新規分野への事業展開を促進する上で、地域間を直結する機能を持つ情報ネットワークインフラの整備は、その重要性を増しています。

また、企業等におけるICTの導入が進む中、ICTを有効に活用できていない場合や、活用できている場合であっても企業内の一部門での活用にとどまっている場合が多く、ICTの可能性を最大限に引き出している企業等は少ない状況にあります。

その原因として、ICTに関する知識・利用・活用能力・取組意識の不足といった人材面の問題や、導入コストが高い、投資対効果が不明確といった費用面の問題等があります。

今後は、各企業がICTに関する人材育成や導入費用に係る課題の解消に取組み、ICTによる経営改革を実現し、経営課題の解決力を強化することによって、企業競争力の向上を図る必要があります。

計画の体系

情報活用による産業支援

産業情報支援センターを拠点とした支援

高度情報通信技術の利用

計画の内容

(1) 産業情報支援センターを拠点とした支援

- ① 企業のICTによる経営改革の実現や経営課題の解決力強化のために必要なセミナーや相談会等を、産業情報支援センターを拠点として随時開催し、企業の競争力の向上を支援します。

- ② ICTの中小企業への導入促進やICT関連企業の創出・育成を図るため、その普及・啓発に取り組むとともに、地域内企業の事業活動に寄与する産業情報提供システムの充実に努めます。

(2) 高度情報通信技術の利用

- ① 愛媛情報スーパーハイウェイの利用やCATVの整備により、商業利用にも対応できる大容量での高速の情報通信基盤を確立します。

主要事業

事業名	事業内容
企業情報発信事業	市内企業情報の収集及び発信



第7節 新規産業の創出

現況と課題

当市は、臨海工業用地の造成や高速交通網の整備などによる産業インフラの集積、企業立地促進条例による企業誘致支援などにより、四国最大級の高度技術産業集積地域を形成しています。

しかしながら、経済のグローバル化や環境問題への関心の高まり、著しい技術革新の進展など、地域経済を取り巻く環境は大きく変化しており、こうした状況変化に的確に対応し、柔軟な産業構造への転換と地域経済の持続的発展を実現するためには、これまでの企業誘致による「誘致外来型」の産業政策に加え、地域資源を活用した新規事業や既存企業の新分野進出、経営基盤強化といった地域活性化の原動力を強化する「内発型」の産業政策を進める必要があります。

このため、これまでに蓄積された産業集積を基盤に、産学官の連携を促進し、起業支援や技術交流、起業家教育などを積極的に推進し、新技術の創出や高度化とともに、既存企業の新分野への事業展開を進めていく必要があります。

一方で、当市の農水産品の多くが県下第一位の出荷量を誇っています。これらと、人材、技術、その他の資源を有機的に結び付け、地域産業の「総合力」を活かすことのできる取り組みを進めていくことが、喫緊の課題となっています。

計画の体系



計画の内容

(1) 新規産業の育成

- ① 産業情報支援センター及び東予産業創造センターのインキュベータ室、SOHO支援室、技術開発室等の活用による創業、起業支援に取り組みます。
- ② 産業情報支援センター技術相談室との連携により、「地域の課題は地域の人材が解決に当たる」という基本認識のもと、長年の経験により独自の技術とノウハウを有する技術者・管理者を活用したコーディネート活動を実施し、地域中小企業の競争力強化を支援します。
- ③ 東予産業創造センターをはじめ、全国の支援機関との連携を密にし、創業予定者、ベンチャー企業、中小企業等の相談に的確に対応すべくワンストップ・サービスに努めます。
- ④ 企業間、異業種、産学官などの交流を推進し、技術の高度化、新技術や新事業の創出等を促進します。
- ⑤ 地域資源や地域ニーズに対応した成長有望分野での新たな産業の創出を図ります。
- ⑥ 創業、経営、技術革新等に関するセミナーや相談会等を通じ、起業家風土の形成や人材育成、企業経営の効率化・高度化を促進します。
- ⑦ 産業情報支援センターについては、中小企業等への支援機能だけでなく、地域資源を活かした産業創造機能を併せ持つ機関として、その機能の強化・拡大に努めます。

(2) 産学官連携の促進

- ① 大学等の機関が有する基礎技術及び専門的な知識と、中小企業の有する技術・アイデアの融合による、新しいものづくり、知的所有権の保護などに取り組みます。

(3) 食品加工流通コンビナート構想の推進

- ① 工場排熱、地下水等の地域資源を有効に活用する水素エネルギー活用技術や超臨界流体技術などの新技術の導入と、第1次産業から第2次、第3次産業までが連携して農水産物の生産・加工・流通が一体化した体制（1次×2次×3次＝6次産業化）を確立することにより、生産物の高付加価値化を進めるとともに、JR壬生川駅前の産業学習館をリニューアルした「食の創造館」を食に関する情報発

信拠点として活用し、加工技術の研究、新食商品のプレゼンテーション、新料理法の普及などに取り組みます。

主要事業

事業名	事業内容
起業支援・新分野進出支援事業	SOHO 支援室入居者支援 インキュベータ室入居者支援
地域産業活性化コーディネーター事業	企業OB等を活用したコーディネータの設置
産学官連携事業	大学等研究機関との協定締結と連携活動 産業支援機構との連携
総合食料産業技術懇談会開催事業	食品の生産・加工・流通等に必要情報ネットワークの構築
地域食料産業クラスター形成促進事業	食品加工・流通の具体的な異業種連携事例の創出



第8節 集客産業の振興

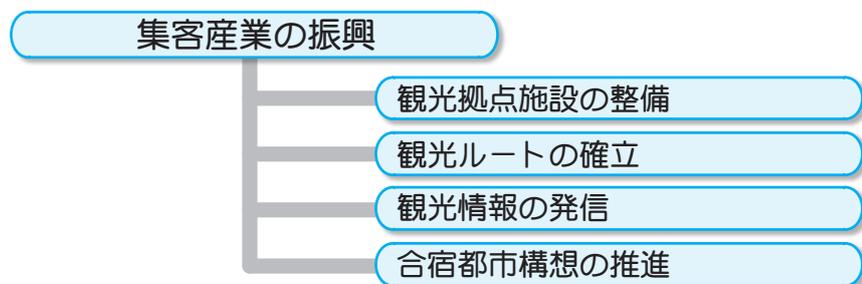
現況と課題

当市には、石鎚山や瀬戸内海をはじめ、豊かな水資源に代表される自然環境や四国霊場の札所、温泉、史跡、文化財など、魅力的な観光資源が数多く存在しており、現在も、多くの観光客が訪れ、地域経済の活性化に大きく寄与しています。

しかしながら、近年の観光を取り巻く状況は、交通・情報基盤などの整備による観光の広域化、余暇時間の拡大、価値観やライフスタイルの変化などにより、観光の形態や目的が多様化し、従来型のスポット観光から広域的な観光へと移行し、グリーンツーリズムなどに見られる体験型の観光、産業観光といった新しい形の観光ニーズも生まれてきています。

今後、これら観光客のニーズに対応するため、ハード・ソフト両面での受け入れ体制を確立し、観光集客を推進していく必要があります。あわせて、周辺地域との連携による広域観光にも積極的に取り組む必要があります。

計画の体系



計画の内容

(1) 観光拠点施設の整備

- ① 石鎚山系山岳観光ルートや武丈公園周辺、石鎚ふれあいの里、本谷温泉周辺、石鎚山ハイウェイオアシス、椿交流館などの観光施設の整備を図り、観光集客を推進します。
- ② JR伊予西条駅周辺の一体的な整備の中で、市内観光の拠点となる施設を整備し、観光案内機能の強化を図るとともに、ボランティアガイド育成などによるホスピタリティの向上に努めます。

(2) 観光ルートの確立

- ① 既存の観光施設やイベントを活用しながら、豊かな自然環境や温泉、史跡、文化財などとのネットワークを通じて、新しい観光ルートの創出に努めます。
- ② 企業の製造施設などを活用した産業観光を新たな観光ルートへ組み入れることにより、観光集客力の向上を図ります。
- ③ 観光農園、手すき和紙、造り酒屋などの地場産業や見学・体験が可能な地元企業と連携し、体験型の産業観光の整備を図ります。
- ④ しまなみ海道や高速道路などの交通基盤整備に伴う広域観光へのニーズに応えるために、周辺地域の観光資源との連携を深め、広域観光ルートの形成や推進体制の確立強化を図ります。

(3) 観光情報の発信

- ① ポスター、パンフレットやインターネットなどの情報発信手段を活用して、観光資源やイベント、特産品などの情報発信に努めます。

(4) 合宿都市構想の推進

- ① 市内宿泊施設との連携による、宿泊環境など受け入れ体制の整備に努め、トップアスリートが合宿をするまちづくり『合宿都市構想』を推進し、交流人口の増加を図ります。

主要事業

事業名	事業内容
観光交流センター整備事業	JR伊予西条駅前に市内観光の中核としての機能を持つ観光交流センターを整備
観光資源整備事業	石鎚ふれあいの里、本谷公園周辺、石鎚ハイウェイオアシス等の観光施設の整備
イベント支援事業	西条まつり、夏彩祭、丹原七夕夏まつり、小松ふるさと祭り等の既存イベントに対する支援
観光ルート創出事業	観光農園、産業観光施設等のネットワーク化による新しい観光ルートの創出
石鎚山岳観光振興事業	石鎚山系山岳ルートの整備と山岳観光ボランティアの育成による山岳観光の振興
観光宣伝事業	近隣市町村との連携による広域観光の推進、広域パンフレットの作成 各種媒体、メディア等を利用した観光資源、特産品等の宣伝、情報発信

第9節 人材育成

現況と課題

多くの企業では、新規事業の立ち上げ、既存事業の見直し・再生などにより、絶えず新たな付加価値を創出していかなければ、市場から淘汰される時代にあって、これらの業務を担い得る、いわゆる『起業家マインド』を持つ人材を確保することが急務となっています。

起業家マインドを持つ人材は、単に創業者となるばかりではなく、就職、自営、就学といった社会生活を営むさまざまな局面で前向きに取り組むことのできる人材であり、地域からこのような人材を輩出することは、これからの地域社会・産業の活力の源泉となり、さらには経済のグローバル化に対応した地域間競争力の形成に繋がることも期待できます。

このような状況のもとでは、将来の地域経済を担い、全国・世界へと通用する人材・企業家の育成に積極的に取り組んでいく必要があります。あわせて、企業間の情報・技術交流や国際間の人的交流等を通じて、先進的な企業や研究機関、研究者などと新しいネットワークの構築を進め、地域の企業が専門知識や特殊技術を習得することで、その企業価値を高め、成長できる環境づくりも必要になっています。

また、いわゆる「団塊の世代」の定年退職が始まる2007年に、労働力と技術力の低下を招き、企業活動などに大きな影響を及ぼす『2007年問題』がクローズアップされており、退職者が人材育成に積極的に参画できる環境づくりも求められています。

計画の体系



計画の内容

(1) 地域産業を担う人材の育成

- ① 産業情報支援センター及び東予産業創造センターのインキュベータ室、SOHO支援室、技術開発室等の活用による創業、起業支援を行います。(再掲)
- ② 創業、経営、技術革新等に関するセミナーや相談会等を通じ、起業家風土の形成や人材育成、企業経営の効率化・高度化を促進します。(再掲)
- ③ 地域と学校、行政が密接に連携を図り、小中高校生、女性を対象とし、地域が一体となって「起業家マインド」を育むためのプログラムを展開します。
- ④ 大学や専門学校などの高等教育あるいは特殊技術などを身につけることのできる教育機関の誘致に向けた検討を行います。
- ⑤ 産業情報支援センター技術相談室との連携により、退職を迎えた技術・技能を有する地域の人材を活用して、これまで積み上げてきた技術・技能を継承できるような人材を育成するしくみを拡充します。
- ⑥ 地域で育った人材が、その能力を地域で存分に発揮できるよう、時代の要請に応じた各種研修事業を充実するとともに、地元企業とのマッチングを積極的に行い、雇用の拡大を図ります。

主要事業

事業名	事業内容
起業支援・新分野進出支援事業(再掲)	SOHO支援室入居者支援 インキュベータ室入居者支援
起業家マインド醸成事業	小中高校生等を対象の「起業家マインド」醸成プログラムの開催



第6章

基本構想の実現に向けて

第1節 経営感覚のある行財政運営の実践

第2節 市民参画・情報公開の推進

第3節 コミュニティ活動の促進

第4節 市民活動の拡充

第5節 広域連携の推進

第 1 節 経営感覚のある行財政運営の実践

現況と課題

本格的な少子高齢社会の到来による社会構造上の大変動を目前に控え、国においては社会・経済構造の抜本的な改革を目指す構造改革に取り組んでいるところです。そうした状況の中で、地方自治体においても、地方分権や三位一体の改革の推進に向けて、従来は国や県の包括的な指揮監督の下で処理してきた行政運営を、地域特性や市民ニーズ等に沿って、自らの判断と責任において主体的に対応することが求められています。

こうした社会の要求に応え、当市においては、平成 18 年 3 月に「西条市行政改革大綱」を策定し、限られた人的資源や財源を有効かつ最大限に活用し、地方分権の時代に相応しい、簡素で効率的な新しい行財政システムの構築のための改革を進めているところです。今後、行政改革大綱に基づく改革を進める中で、社会情勢や市民ニーズの変化等を的確に政策に反映し、これを実現していくしくみづくりや組織体制づくりが必要となっています。

また、当市の財政状況については、現時点では緩やかな景気回復基調等を受けて改善傾向にありますが、三位一体の改革により財源の減少が見込まれる一方で、少子高齢化対策や市民安全対策等の緊急に取り組むべき行政課題への財政需要の増加が見込まれるため、中長期的には楽観できない状況にあります。今後は、重要課題への予算の重点的な配分やコスト意識を備えた経営感覚のある財政運営が必要となっています。

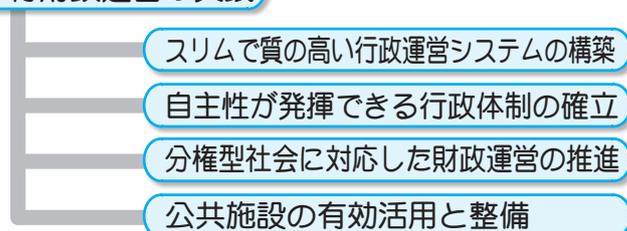
一方、合併により生じた公共施設の空きスペースについて、その有効活用方策や本庁舎建設についても検討する必要があります。

財政状況の推移（普通会計）

区 分	平成 16 年度	平成 17 年度
財政力指数（単年度）	0.661	0.706
経常収支比率	86.5	83.4
公債費比率	16.4	16.1
地方債現在高（百万円）	49,782	48,998
基金現在高（百万円）	5,103	6,439

計画の体系

経営感覚のある行財政運営の実践



計画の内容

(1) スリムで質の高い行政運営システムの構築

- ① 平成18年3月策定の「西条市行政改革大綱」の4つの方針に沿った改革を積極的に進めていきます。
- ② 行政評価制度の導入により、事務事業評価システムを確立するとともに、施策・政策評価手法を検討します。
- ③ 市有施設の管理運営のあり方を検討するとともに、市民サービス向上と経費節減が期待できる指定管理者制度の導入を推進します。

(2) 自主性が発揮できる行政体制の確立

- ① 重要課題に積極的に取り組むことのできる、最も効果的な組織体制を整備するとともに、常に「定員適正化計画」を見直し、時勢に即した適正な人員配置に努めます。
- ② 人材育成基本計画に基づき、職員研修制度の充実、強化を図るとともに、人事交流の推進に努め、総合的、専門的な能力開発を行うなど、新しい力を生み出していく職場の学習風土づくりを行い、豊かな感性と柔軟性のある行政能力を持った人材を育成し、行政体制の強化を図ります。

(3) 分権型社会に対応した財政運営の推進

- ① 安定した財政基盤を確立するため、自主財源の確保に努めます。特に市税については、収入増加に向けた産業振興策の推進などに積極的に取り組むとともに、課税客体の確かな把握や収納率の向上に努めます。また、普通財産の有効活用や広告料収入の発掘など、新たな財源確保に努めます。

- ② 重要課題等へ予算を集中配分し、限られた財源の効率的運用を図るとともに、常に事務事業の見直しを行い、事務コストの削減と事業のスリム化に努めます。
- ③ 行政評価制度等を活用し、費用対効果や収支バランスなどを精査した事務事業の実施に務め、職員のコスト意識の醸成に取り組みます。また、財政情報の開示を積極的に行い、財政運営の透明化を図ります。

(4) 公共施設の有効活用と整備

- ① 合併により類似施設を多数有することとなった公共施設については、市民サービスの低下を招かないよう配慮しつつ、アウトソーシングによる手法も視野に入れながら、それらの有効活用を図ります。中でも、新市建設計画掲載事業のうち、施設整備事業については、旧市町庁舎等の空きスペースの積極的な利活用に努めます。また、民意と財政状況等を考慮しつつ、本庁舎の建設について検討します。

主要事業

事業名	事業内容
行政評価制度導入事業	事務事業評価システムの確立。施策・政策評価手法の検討及び導入
指定管理者制度導入事業	公の施設全般についての管理運営手法の検討。市民サービスの向上及び経費の節減効果が期待できる施設の制度導入
人的資源の有効活用推進事業	職員が自らまちづくりについて考え行動を起こさせるスキルアップとアイデアを出し合える環境作りの推進
アウトソーシングマニュアル作成事業	積極的なアウトソーシング推進による、余剰人的資源の重点行政課題部門への戦略的な配置

第2節 市民参画・情報公開の推進

現況と課題

地方分権時代にあって、地方自治体においては、「自己責任」と「自己決定」の原則に立ち、主体的なまちづくりを進めて、「自立と自活」を実現していくことが求められており、その実現においては、市民の持つ力、『市民力』を積極的に活かしていくため、市民の行政への参画は不可欠です。

また、市民の参画を進めるためには、市民が行政情報を知ることが重要であり、行政情報の積極的な公開や的確な情報提供を行っていくことが必要です。

当市では、広報紙・ホームページなどによる情報提供や市政に関する情報公開を行うとともに、各種委員会・審議会に市民を登用したり、広聴事業などを実施したりすることにより、市政への市民参加機会の充実を図り、市民の意見を市政へ反映するよう努めています。

合併後間もない当市においては、政策意思決定過程への市民参加を求め、市民の意見が市政に反映されるようなしくみを構築し、市民と行政の協働によるまちづくりを進めることが、特に必要となっています。

あわせて、性別にとらわれることなく、男女共同でまちづくりを進めることができるよう、女性の積極的な参画を支援する仕組みづくりも必要となっています。

計画の体系

市民参画・情報公開の推進

情報公開の推進

対話と協働の場づくり

男女共同参画の推進

計画の内容

(1) 情報公開の推進

- ① 広報紙は市の施策等を的確に伝える最も有効な手段であり、この内容が市民生活の基盤となることから、正確でわかり易い編集を行うとともに、市の施策だけでなく、国や県の動向などにも着目し、市民が行政に参画する際の判断材料となるような情報についても積極的に提供します。

- ② リアルタイムに情報を発信できるホームページについて、その最大の利点を活かして、情報の質・鮮度・量を吟味した上で、迅速な情報提供に努めます。
- ③ 市民の市政への参加を促進し、市政に対する理解と信頼を深め、公正で開かれた行政の実現に寄与するため、行政情報の公開を推進し、市政運営の透明性の確保に努めます。

(2) 対話と協働の場づくり

- ① 広聴事業を充実し、市民ニーズの把握に努め、市民との協働のまちづくりを推進していくことができる体制づくりに努めます。
- ② 市民の意見を市政へ反映する重要な手法である、パブリックコメント制度の充実を図ります。
- ③ 市民や各種団体等が主催する会合等に職員が出向き、市の政策や事業を説明する『まちづくり住民講座』を実施することにより、市民との対話や市民の行政参画の機会の確保に努めます。

(3) 男女共同参画の推進

- ① 男女平等、男女共同参画に対する正しい理解を促進するため、家庭、地域、職場、学校などあらゆる場面や機会をとらえた意識啓発活動を充実します。
- ② 幅広い意見を市政に反映し、様々な人の立場を考慮した政策の立案・実施を実現するため、審議会等における女性委員の積極的な登用を図ります。
- ③ 女性の能力開発のための講座を開催し、女性の人材育成・発掘に努めます。

主要事業

事業名	事業内容
ホームページ更新事業	最新の行政情報の提供
広報紙発行事業	読みやすい広報紙の発行
意見箱制度	市民がいつでも気軽に意見を提出できるよう意見箱を公共施設に設置
市政モニター制度	市民モニターの委嘱による広聴制度
地域懇談会制度	市長と直接対話懇談する機会の実施
パブリックコメント制度	市民の意見などを市政に反映
まちづくり住民講座	市民等の要望に応じ、出前講座を実施
男女共同参画セミナー開催	参加型、実践型セミナーの実施

第3節 コミュニティ活動の促進

現況と課題

都市化の進展や価値観、生活様式の多様化により、人と人とのつながりや心のふれあう機会が減少し、人間関係や地域連帯意識が希薄になってきています。

一方で、防災や高齢者の自立支援、青少年の健全育成、交通安全など、地域社会の中で取り組み、解決していかなければならない課題は増えてきています。

地方分権が進む中、こうした地域課題に自主的に取り組み、各地域の均衡ある発展を進めていく上で、コミュニティの活動や役割はますます重要となってきています。

当市は、これまでもコミュニティ活動への積極的な支援を行うとともに、その活動拠点となる集会所などの施設の整備や、自主防災組織の育成などに努めてきました。

当市は、合併後間がなく、それぞれの地域に存在する固有の課題を解決し、一層の市民融和と一体感の醸成に努めていく上では、連合自治会をはじめとしたコミュニティの活力を活かすことが特に必要となっています。したがって、今後も、自分たちの地域を、自分たちの力で、明るく、安全で、住みよい社会とする、住民主導の地域づくり活動を積極的に支援していく必要があります。

計画の体系

コミュニティ活動の推進

コミュニティ活動の支援

コミュニティ施設の整備

計画の内容

(1) コミュニティ活動の支援

- ① 地域住民自治やコミュニティ活動の中心的担い手として、重要な役割を果たしている自治会組織の新規結成や育成を支援します。
- ② 地域住民が主体となって、自然災害や火災の拡大を予防・抑制するための自主防災組織の市内全域での結成を推進し、その育成や活動の支援に努めます。
- ③ 少年非行や犯罪を防ぐため、地域住民、学校、PTA、防犯協会との連携による巡視活動や学校地域安全ボランティア活動の充実を図ります。

(2) コミュニティ施設の整備

- ① 地域住民主体のコミュニティ活動の拠点となる集会所等の整備を推進します。
- ② コミュニティ施設の設備機能の充実を図るとともに、高齢者、障害者、子どもなど、誰もが利用しやすい施設となるような整備を進めます。

主要事業

事業名	事業内容
自治組織育成事業	自治会運営への支援、新規結成補助
自主防災組織育成事業	自主防災組織の育成と防災資機材の貸与
防災士育成事業	防災士養成講座の実施
コミュニティ施設整備事業	集会所整備、集会所設備整備、集落放送設備整備

第4節 市民活動の拡充

現況と課題

行政改革を推進し、スリムな行政運営を目指すうえでは、関心が高まりつつあるボランティア活動をはじめとした自発的な市民活動への積極的な支援や、これらの団体と行政との協働のあり方が重要な課題となっています。

ボランティア団体やNPO法人などの組織数は、近年、増加傾向にあり、団塊の世代の退職を契機に、これらの市民活動はさらに活発化することが期待されています。

ボランティア団体については、その本来の姿である、自発的に活動するという意識を持った団体への成長を支援していく必要があります。

NPO法人については、市内で活動する団体数は10団体（平成18年12月1日現在）であり、市民意識の高まりとともに新規結成を目指す団体等の動向も注視しながら、既存団体との連携を図る必要があります。

これら団体間の交流や連携を深めながら、ネットワーク化を推進するとともに、企業、ボランティア団体、NPO法人、市民一人ひとりを含めた多様な主体と行政が協働して、新しいまちづくりに取り組んでいける体制づくりが求められています。

一方、急速な国際化が進む中で、当市においては、外国人研修生（特に中国人）が増加し、文化や価値観の異なる外国人と共に暮らすことが、新たな問題を生じさせることになっています。これまで「海外との交流」に比重を置いていた国際交流の取り組みは、市民レベルでの「在住外国人との共生」への取り組みにシフトさせていく必要があります。

誰もが海外に行けるようになった今、国際交流の主役、実質的な担い手は市民一人ひとりであることを念頭に置き、市民が主体的に国際交流に関わることの出来る仕組みづくりが必要です。さらに、行政と国際交流団体が果たす役割を明確にしながら、連携を密にし、ネットワーク化を推進していく必要もあります。

外国人登録者数の推移

(単位：人)

年月日	外国人登録者数	うち中国人
平成 16 年 11 月 1 日	997	673
平成 17 年 3 月 31 日	1,086	700
平成 18 年 3 月 31 日	1,017	711

人口に占める外国人登録者数の比率

(平成 17 年 12 月 31 日現在)

(単位：%)

西条市	0.84
愛媛県	0.62
全 国	1.57

計画の体系

市民活動の拡充

ボランティア団体やNPO法人の育成・支援

ボランティア団体やNPO法人との連携強化

国際交流の推進

計画の内容

(1) ボランティア団体やNPO法人の育成・支援

- ① 市民参加による協働型社会の構築と市民主体のまちづくりを推進するため、その担い手となるボランティア団体やNPO法人の育成・支援を行います。具体的には、まちづくりボランティア団体や福祉ボランティア団体に対しては、その活動費の助成など、各団体が自立した活動を展開できるよう支援を行うとともに、環境美化活動を行う団体には、その活動に必要な物資を提供する「まち美化パートナー制度」の充実に努めます。
- ② ボランティア活動に必要な行政情報を積極的に提供するとともに、ボランティアセンターと連携して、リーダーの育成や組織の充実を図るための研修機会も提供します。あわせて、NPO法人の活動を支援する中間支援団体の育成にも努めます。

(2) ボランティア団体やNPO法人との連携強化

- ① 行政及びボランティアセンターを核としたネットワーク化を推進するとともに、市民活動団体が拠点として活用できる支援センターの整備を検討します。

(3) 国際交流の推進

- ① 国際交流の新たな課題である「在住外国人との共生」へ向けて、市民の異文化理解を促進するとともに、医療、保健、衛生、税務、教育といった全ての分野において、総合的に在住外国人を支援できる体制の整備を図ります。
- ② 総合的な国際化を推進するため、自主的に活動している国際交流団体の支援に努めるとともに、そのネットワーク化を図ります。

主要事業

事業名	事業内容
まちづくりボランティア支援事業	ボランティア団体活動への支援
福祉ボランティア支援事業	福祉ボランティア団体活動への支援
まち美化パートナー制度	環境美化活動団体への支援
国際交流イベント等開催	市民と在住外国人との交流、異文化理解のためのイベント開催
市民語学講座開催	英語、中国語、韓国語、日本語教師養成講座の開設



第5節 広域連携の推進

現況と課題

交通網、情報通信網の著しい発展に伴い、市民の生活圏や経済圏は行政区域を越えたものとなっており、現在の行政区域の中だけでは、多様化した市民の行政需要に十分な対応ができなくなってきました。

また、自らの責任において地域の実情に即した行政運営が求められている「地方分権」の時代にあって、地方自治体の財政状況はさらに厳しさを増してきており、行政サービスの均質化と向上、あるいは、地域の一体的な発展のためには、県・近隣市町の連携・協調の必要性は一段と高まっています。

合併以前においては、「道前福祉衛生事務組合」等いくつかの一部事務組合等を組織し、共同処理による効率的な事務を行ってきましたが、現在は、西条市と新居浜市で構成する「新居浜・西条地区広域市町村圏事務組合」など一部が存続するのみとなり、職員研修など、合併以前より実施していた事務を行っています。

また、構造改革特別区域計画認定申請において、近隣の新居浜市と今治市との協働により、「愛媛県東予地域外国人研修生受入れ特区」について申請を行い、平成15年11月に認定を受けた実績もあり、引き続き3市の連携を緊密にし、所期の目的を達成していく必要があります。

さらに、平成18年4月には、市町村税と個人県民税の滞納の縮減を目的に、県と県内市町が協働して「愛媛地方税滞納整理機構」を設立し、税の滞納整理を推進しています。

今後、定型化した事務については、広域的に執り行うことによる効果、効率などを勘案し、その必要性の有無を判断するとともに、多様化した行政需要に応えるため、新たな広域連携の形成を検討する必要があります。

平成の大合併がひとまずの収束を見た今、さらに地方分権の推進のため、道州制についての議論が始まっています。道州制が、地方にとって真の活性化につながる制度となるよう、その影響・効果などを調査研究する必要があります。

計画の体系

広域連携の推進

近隣市町との連携強化

広域行政事務の充実

道州制についての調査研究

計画の内容

(1) 近隣市町との連携強化

- ① 水資源問題や広域観光ルートの形成など、地域の共通する課題に対して、協働して解決を図るため、より一層近隣市町との連携を強化します。

(2) 広域行政事務の充実

- ① 従来からの広域的な事務事業について、効果、効率の観点から見直しを行い、必要性のないものは廃止の方向で検討し、必要性の高いものは、積極的に取り組みます。

(3) 道州制についての調査研究

- ① 道州制について、その影響・効果などを調査研究します。

付属資料

付属資料

資料1 西条市総合計画審議会条例

資料2 西条市総合計画審議会委員名簿

資料3 諮問書

資料4 答申書

資料 1 西条市総合計画審議会条例

平成 17 年 3 月 30 日

条例第 8 号

(設置)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、西条市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、西条市総合計画(以下「計画」という。)に関する必要な事項について、調査し、及び審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員若干人で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市議会の議員
- (2) 公共団体の役員
- (3) 学識経験のある者
- (4) その他市長が適当と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、計画決定の日までとする。ただし、職名により選ばれた委員は、それぞれの職名の在任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、計画策定業務担当課において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

資料2 西条市総合計画審議会委員名簿

※所属団体等は審議会開催時のもの

氏名	所属団体	役職	正副 会長	条例上の 区分
武田 功	西条市議会総務委員会	委員長		市議会の 議員 (5名)
森 達正	西条市議会民生産業委員会	委員長		
楠 学	西条市議会企画建設委員会	委員長		
徳増 稚養一	西条市議会臨海地域振興整備特別委員会	委員長		
高橋 和寿	西条市議会新図書館建設特別委員会	委員長		
山ノ内盈裕	愛媛県西条地方局	局長		公共団体 の役員 (12名)
久門 忠夫	西条市農業協同組合	代表理事組合長		
和田 正壽	周桑農業協同組合	代表理事組合長		
玉井 實雄	東予園芸農業協同組合	代表理事組合長		
藤田 國博	西条市水産振興対策協議会	会長		
本田 義雄	東予地域漁業協同組合連合協議会	会長		
越智 實一	周桑森林組合	代表理事組合長		
伊藤 浩	新居森林組合	代表理事組合長		
伊藤 剛吉	西条商工会議所	会頭		
森川 義彦	東予市商工会議所	会頭	副会長	
渡部 仁志	丹原町商工会	会長		
青野 久美	小松町商工会	会長		
越智 壽昭	西条市農業委員会	会長		学識経験 のある者 (14名)
石川 昭司	西条市教育委員会	委員長		
森田 忠茂	西条市消防団	団長		
白石 充	西条市土地改良連合協議会	会長		
塩崎 武司	西条市連合自治会	会長		
山内 サダ子	西条市連合婦人会	会長		
高橋 信晃	西条市PTA連合会	会長		
加藤 清實	西条市老人クラブ連合会	会長		
徳田 紀男	西条市観光協会	会長		
藤原 武	西条文化協会	会長		
村上 俊行	西条市体育協会	会長		
塩出 皓治	西条市社会福祉協議会	会長	会長	
藤野 潤	西条地域労働者福祉協議会	会長		
山内 健次	東予周桑地域労働者福祉協議会	会長		
渡部 高尚	西条市	助役		市の職員 (2名)
星加 映二	西条市	教育長		

西企第 494 号の 2
平成 18 年 2 月 14 日

西条市総合計画審議会会長 殿

西条市長 伊藤宏太郎

西条市総合計画基本構想案について（諮問）

西条市総合計画審議会条例（平成 17 年 3 月 30 日条例第 8 号）第 2 条の規定に基づき、西条市総合計画基本構想を別添のとおり策定することについて、貴審議会の意見を求めます。

平成 18 年 2 月 21 日

西条市長 伊藤宏太郎 殿

西条市総合計画審議会
会長 塩出 皓治

西条市総合計画基本構想案について（答申）

平成 18 年 2 月 14 日付け西企第 494 号の 2 で諮問のあったこのことについては、適当であると認めます。

なお、今後の基本計画の策定にあたっては、審議過程において意見のあった下記事項に、特に留意されるよう要望して、答申といたします。

記

- 1 限りある西条市の水資源の重要性を再認識して、その具体的な保全方法についての調査研究に努めること。
- 2 道路、港湾及び鉄道網等の交通体系については、市民生活における利便性の向上をめざして、計画的な整備を推進すること。
- 3 本計画については、広く市民に周知を図ることはもとより、本計画に基づく施策の進捗状況の積極的な報告に努めて、市民の理解と協力のもとに、「人がつどい、まちが輝く、快適環境実感都市」の実現をめざしたまちづくりを進めること。

以上

西条市総合計画

平成 19 年 3 月 発行

西条市企画経済部企画課

〒793-8601 愛媛県西条市明屋敷 1 6 4

TEL 0897-56-5151

FAX 0897-52-1244

<http://www.city.saijo.ehime.jp>

